第3回座間味村議会定例会

第1日目

9月15日

令和3年第3回座間味村議会定例会会議録																				
招	集	年 月	日						令	和	3 年	9	月 1	. 5	日					
招	集	場	所					座	間	呀	: 村	議	会	諄	支	昜				
開日	散時	会宣	等 告	開	会						月15日									
	,			散	会				予和 3	3年9	月15日			時26	分	議長	是宣言	 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ 		
			員(議番	席号		氏			名		議番	席号			氏			名	
出	席	議		2	番		宮	平	喜	文		7	番			中	村	秀	克	
	(応	招)		3	番		垣	花	太	郎										
				5	番		中	村		勇										
				6	番		宮	平	清	志										
欠	席	議	員	議番	席 号		氏			名		議番	席 号			氏			名	
	不	応 招)																		
会	議録	署名議	景員	3	番		垣	花	太	郎		5	番			中	村		勇	
	めた と いた者	め議場に	こ出	事	務	局	長	中	村	和	茂	臨	時	書	記					
				村			長	宮	里		哲	船舶	拍・勧	見光記	果長		松	田		力
地	地方自治法第121条		副	木	寸	長	宮	平	真同	由美	教	育	課	長		中	村		悟	
に。	により説明のため議		教		育	長	垣	花		健	会	計	課	長		糸	嶺	直	生	
場は	場に出席した者の職			総	務	課	長	宮	平	壮-	一郎									
及7	及び氏名			住	民	課	長	石	Ш	聖	子									
				産	業振	興調	長	宮	平		明									

令和3年第3回座間味村議会定例会議事日程(第1号)

(令和3年9月15日午前10時00分開会)

日 程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明(認定第1号~認定第8号まで)
7	認定第1号	令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認定第2号	令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認定第3号	令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認定第4号	令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認定第5号	令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認定第6号	令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認定第7号	令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認定第8号	令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

ただいまから令和3年第3回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会(午前10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村 勇議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸般の報告

令和3年6月18日~令和3年9月16日

6月21日	例月出納検査(特別会計)
6月22日	例月出納検査(特別会計・一般会計)
6月24日	例月出納検査(一般会計)
7月16日	県産品奨励月間要請行動来訪
7月26日	県土木建築部との行政懇談会(南部地区市町村議会議長会)
7月27日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
"	例月出納検査(特別会計)
7月28日	例月出納検査(一般会計)
7月30日	県農林水産部と南部市町村との行政懇談会(南部地区市町村議会議長会)
8月 3日	決算監査
8月 4日	決算監査
8月 5日	決算監査
8月12日	第58回沖縄県介護保険広域連合全員協議会
8月18日	例月出納検査(特別会計)
8月19日	例月出納検査(一般会計)
9月 8日	全員協議会
9月15日	第3回定例会(1日目)
9月16日	第3回定例会(2日目)

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。なお、今回は特別に座間味村職員による不祥事についての経緯と説明の申出があります。これを許します。宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

おはようございます。今日から2日間、よろしくお願いいたします。

まずは先に行政報告でございます。令和3年第3回座間味村議会9月定例会行政報告は、お手元にお配り しているとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

行 政 報 告

令和3年9月15日

令和3年第2回座間味村議会定例会(令和3年6月17日)以降の主な事項について行政報告いたします。

14 11. 9 1 71	• – –	-11. G > 1 + 1 4 H324 P	
令和3年	6月2	1 日	日本離島センター定時評議員会
		"	ポナン社伊地知氏面談
	6月2	2 日	過疎法関連挨拶まわり
	6月2	4 日	沖縄県町村会正副会長会議
	6月2	7 日	國場代議士 面談
	6月2	9日	自衛隊 村長表敬訪問
	7月	1日	沖縄総合事務局長、運輸部長 面談
		"	北谷町長・北谷町商工会長 面談
	7月	2日	沖縄県商工労働部長 面談
	7月	5日	国土交通省海事局内航課 面談
		"	内閣人事局内閣審議官 面談
		"	内閣府参事官 面談
	7月	7 日	日本下水道事業団 面談
		"	沖縄県町村会理事会
	7月	9日	共済組合業務運営研究委員会
		"	新垣よしとよ他自民党県議 面談
	7月1	1日	國場代議士、宮崎代議士面談
	7月1	2 日	南部市町村会理事会
		"	南部広域市町村圏事務組合及び関係団体に関する意見交換会
		"	国土交通行政に関する懇談会
	7月1	3 目	新たな振興計画及び沖縄振興予算に係る意見交換会
	7月1	6 日	県産品優先使用要請行動団 来訪
	7月1	7 日	南部家畜市場視察
		JJ	沖縄振興調査会
	7月1	9日	揮発油税等の軽減措置延長要請
	7月2	6日	県土木建築部と南部市町村の行政懇談会
			N. ATT IT THE L. A. STOTE THE TA

南部離島協(決算監査・役員会・定例会)

7月27日 沖縄県町村会事務調整

令和3年 7月27日 沖縄県町村会定期総会 IJ 総合事務組合と交通災害共済の統合会議観光関連事業者応援プロジェクト説 明 町村土地開発公社理事会 IJ 国民健康保険団体連合会通常総会 IJ 介護保険広域連合運営会議 IJ 7月28日 離島フェア開催実行委員会総会 地方交付税 隔遠地補正説明会 IJ 沖縄県町村会、離島振興協議会打合せ IJ 7月30日 環境省沖縄奄美自然環境事務所長 離任挨拶 沖縄振興審議会「第1回離島過疎部会」 IJ 新型コロナウイルス感染症対策緊急会議 8月 1日 8月 3日 自治会館管理組合決算監査 IJ 那覇市企画調整課 訪問 那覇市久場副市長 面談 11 大和リース打合せ IJ 8月 5日 新造船 視察 \sim 6 日 8月10日 沖縄県感染症予防協会WEB会議 8月12日 沖縄県河川課意見交換 りゅうとう決算取締役会 IJ 沖縄県感染症予防協会役員会 IJ 新たな振興計画 (素案) 意見交換会 8月13日 8月15日 沖縄県感染症予防協会役員会 嘉数商工労働部長 面談 8月17日 IJ 町村会·離島振興協議会事務調整 沖縄振興審議会(第2回離島過疎部会) IJ 8月18日 区長と役場幹部との意見交換会 環境省沖縄奄美自然環境事務所長 就任挨拶 8月20日 8月23日 株式会社りゅうにちホールディングス 面談 8月24日 天方弁護士 面談 IJ 沖縄県市町村課、沖縄県町村会事務調整 8月25日 國場代議士意見交換会 沖縄県への要請活動(離島地区への補償について) IJ 8月26日 沖縄県市町村総合事務組合 来訪 公庫・市町村パートナーシップ推進会議 IJ 8月27日 報道ステーション取材対応 8月28日 沖縄県町村会会長就任 8月30日 沖縄県町村会事務調整

沖縄県市町村課事務調整

IJ

令和3年	8月3	0 日	新型コロナウイルス感染症対策緊急会議
	8月3	1 日	南部総合福祉センター跡地利用会議
	9月	1 目	OCVB会長面談
		JJ	沖縄県町村会 就任挨拶
		<i>II</i>	沖縄振興審議会「第3回離島過疎部会」
	9月	2 目	QAB取材対応
		JJ	沖縄県町村会正副会長会議
		<i>II</i>	共済組合業務運営研究委員会
		JJ	新型コロナウイルス感染症対策緊急合同会議
	9月	3 目	隔遠地補正に係る沖縄県への要請
		"	南部市町村会理事会
		"	南部振興会表彰選考委員会
		"	南部振興会理事会
		IJ	南部広域市町村圏事務組合打合せ
	9月	7 日	全員協議会
	9月	8日	沖縄県教育長(離島振興協議会関連)面談
		JJ	市町村職員共済組合 訪問
		JJ	記者会見
		"	沖縄県町村会打合せ
		"	離島海運振興株式会社取締役会
	9月	9 日	沖縄県企画部長 面談
		JJ	沖縄県市町村課・交通政策課 面談
		"	北那覇稅務署 訪問
		"	全国町村会長会
	9月1	3 目	沖縄振興審議会「第4回離島過疎部会」

そして改めまして、本日は座間味村職員の公金横領につきまして、9月7日、全員協議会。そして9月4日の記者会見でも発表をさせていただきましたが、議長の許しを得まして、改めましてこの場で経緯の説明等をさせていただきたいと思いますので、お時間を頂戴したいと思います。

この度の本村職員による公金横領について、その概要と経緯等を御報告申し上げます。まずもってこのような事態が生じたことにつきまして、本村の行政に対する村民の皆様の信頼を損ねたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。今後は村政への信頼の回復と併せて、再発防止に努めてまいります。

事案の概要でございますが、当該職員におきましては平成28年4月から令和3年3月までの5年間、座間味村役場那覇出張所の所長を努めておりました。那覇出張所に勤務していた間、伝票を偽造するなどして船舶チケットの売上代金の一部を横領していたことが判明しました。本件の事案の判明までの流れでございます。匿名、これは職員になりますが、職員の通報により、当該職員が那覇出張所で勤務していた際、船舶チケットの売上代金を着服していたという内容の情報提供が寄せられました。内部で調査を進めたところ、当該職員は他の職員が記帳した後に、実際に乗船した乗客をキャンセル扱いにし、伝票を不正に書き直すなどして乗船人数と売上代金を偽り、受領した代金を不正に入手していたことが判明しました。当該職員に本

事案に対する事実確認を行ったところ、本人もこの事実を認めており、当該職員につきましては令和3年9月6日付で懲戒免職といたしました。金額については現在調査段階ではございますが、推定4,000万円となっております。

今後の対応といたしまして、本事案につきましては関与していた職員の有無や上司の監督責任など、今後引き続き調査を行っているところでございます。全容解明を図ってまいります。併せて同様の事例がないか総点検を行うとともに、今後二度と同様の事例や不正が起きないよう、チェック体制の強化等を図り、再発防止の対策を徹底してまいります。また、この度の不祥事を受け、管理監督責任と村民に対する謝罪、並びに社会的信用の回復に資することを目的に、特別職、私と副村長でございますが、給与の減額措置の議案を追加提案させていただくこととしております。コロナ禍におきまして、各事業所の皆様をはじめ村民の皆様の生活が疲弊している中、このような不祥事が起きたことに対し、村政を任されたものとして、村民の皆様には誠に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。改めて心からおわびを申し上げたいと思います。早急な全容解明を図り、改めてその内容については、皆様方には報告をさせていただくつもりでございますので、よろしくお願いします。本当に申し訳ございませんでした。以上でございます。

〇 議長(中村秀克)

この件につきまして、質問を許可します。質問のある方は挙手でお願いいたします。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

今の説明をお聞きになって、その前から一応分かっていたんですけれども、なぜ5年間の間、なぜこれが 掌握できなかったのか。その要因というのは何が考えられますか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

実は十数年前にも同様な事件が本村において起きておりまして、これは座間味のチケット売り場でございました。そのときは私も職員だったんですが、そのときにチェック体制の強化ということで、二重チェック等の体制を敷いてまいっているところでございます。これにつきましては、それ以来、那覇事務所においても同じような状況をつくってきたわけでございますが、最終チェックをする、その現場の責任者がそういう形でチェックの後に起こしてしまった手口といいますか、やり方でございまして、その状況の中ではなかなか監査も含めて見抜けなかったというのが事実ではあります。ただ、これからは今回の事件も踏まえて、さらなる強化をしていきたいというふうに思っております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

これは本当に5年間、一応今のところ4,000万円と言われていますけれども、今後調べによっては幾らになるか分からないんですけれども。さらに新聞等報道では、2019年12月に売上を口座に入金する際、伝票と実際の金額が合わないということで銀行側から指摘があったということが記載されております。2019年ですから、その際、これはこの銀行から指摘があったというのは船舶課にあったんですか。それとも那覇出張所にあったんですか。まずそれを。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

この件につきましては説明が足りなかったと思っておりまして、実際には金額が合わないということでは

なくて、夜間金庫に入金する際に、現金と入金伝票を書くんですが、その入金伝票の摘要の欄に、例えばフェリーの売上、あるいは入島税、高速船の売上という摘要を書く欄がございます。これを書くことによって、通帳を記帳の場合にフェリーの売上で幾らですよと、入島税で幾らですよと、それを書くことで、それぞれの歳入を分かりやすくする摘要の欄がございまして、その摘要の欄が書かれていませんよという指摘があったというのが事実でございまして、その時点では金額が合っていなかったというのは私たちの説明不足だったと思っております。申し訳ございません。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。これはその際に、もちろんこれも含めてこういうのをチェックしていれば、これは2019年ですから、三、四年前の話ですから、それ以降、こういうチェック機能が、これも含めてその際にこういうことをしていれば起こらなかったとは思うんですけどね。これ、本人はもう5年間、この使い込みと言ったらちょっと語弊がありますけれども、横領というか、これはいつ頃からやっていたか、その辺は分かりますか。行って、その年からか。翌年からなのか。それともここに異動してくるまでずっとなのか。その辺のことの詳細は分かりますか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

まだ調査段階でございまして、全容はまだ御報告できる段階にはございませんが、異動したその年から現金を着服していた形跡が見られておりますので、その辺も含めて詳細を調査しているところでございます。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。私はたまたま今年の3月定例議会で、那覇出張所は本務の職員が少ないということで派遣職員が多い。辞めても補充していないということもあって、まさか身内からそういう水漏れが出るなんて想像もしていなかったんですけれども、今後、例えば今那覇出張所は職員が1人です。当然週休2日休む権利もあります。有給の権利もあります。年休の権利もあります。じゃあ、それ以外の場合はみんなその派遣職員に鍵の開閉、夜間金庫の入金等も、これから先もこういう形で遂行していくんですか。そこをお伺いします。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

その件につきましては非常に、正直なところ悩ましいところもございます。宮平議員御承知のとおり定員管理という問題がございまして、役場の職員の人数というのは法律を含めた条例等で決まっている部分がございますので、なかなか本務の職員を那覇市の出張所のほうに増員するというのは、現実的に厳しい状況があるというのは御理解をまずはいただきたいと思います。そういった中でも、今、一生懸命私どもといたしましても再発防止の対策についてどうするべきかというのを考えているところでございますが、もちろんさらなるWチェック機能の強化であったりとか、抑止も含めて防犯カメラ、あるいは定期的な人事異動、キャッシュレス化等を行っていかないといけないのではないか。あるいは、それ以外の場所でも現金を取り扱う部署はございますので、そういったところに対しても現在各課長を通じて課題等の洗い出しをさせてい

ただいているところです。その中でも一番、先ほど御指摘がありましたように那覇出張所に関しましては、 どうしても今の職員の配置状況では2人以上の本務の職員を出すことが厳しい状況がございますので、早急 に、今年度中に、将来的には例えば民間委託等も含めて、そういう事例が発生しないような状況をつくれな いか。私としては、しっかりとその辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

ちょっと新聞をにぎわしていますけれども、この発覚されてすぐ職員が、翌日には懲戒免職と。それが偽名のままで、新聞ではまだ捜査中だということなんですけれども、いきなり懲戒免職というふうにできたということは、前々からそれを知っていたんじゃないかということでやっぱり皆さんは思っているみたいですので、その辺の詳しいことを教えていただきたいなと思うんですけど。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

まず私のほうから概略を説明させていただきます。先ほど話をしました匿名の通報から内偵といいますか、 調査を進めさせていただきました。そういった中である程度の金額が出てきたものですから、まずは私ども といたしましては顧問弁護士とも相談をさせていただいて、どういう形でこういう状況になったかという本 人への確認をどうするか、 いろいろ考えさせていただきながら、 もちろんこれは仮にですね。 間違っていた 場合もございますので、いろんな想定をさせていただきながら仕事をさせていただいたということは、まず 前段で報告をさせていただきます。そういった中で金額が確実に合わないというのが分かってきましたので、 顧問弁護士と相談をして、本人に対して確認を行う準備を進めていくと同時に、確実に金額が合わないとい うのが分かりましたので、懲戒についてもいろいろと検討をさせていただいたところです。沖縄県のほうに もいろいろと御相談をさせていただいたんですが、そういった中でも迅速に、こういう場合は事務的な仕事 も進めていくべきだという話があったことが一つと、本人が認めた瞬間にそこは一つの、まず事件としては 警察のほうは取り扱ってはいないと思いますけれども、本人が横領をしたと認めた時点で、私どもとしては 懲戒にかけることができるという状況でした。それと懲戒をかけて、例えば懲戒免職になる場合、そこから 給与は発生をしません。これが長引いた場合には、その日数分もちろんお給料は支払われるわけですから、 そういった過去の、県外・村外のいろんな事例を合わせたときに、この処分が遅くなればなるほど公金、あ るいは私たちの税金がこの給料に支払われるというところもいろいろなところで御指摘がありますという意 見も拝聴したところ、できるだけ早い時期に懲戒処分をさせていただいて、本人はその後の処遇を本人で決 めていくということ。私たちとしては、ある程度の資料がそろい次第、今月中とはなっておりますが、まず は告訴をさせていただくという段取りを取らせていただいたところです。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

これもまだ疑いですので、まだ今疑いの段階になっていますので、このフルネームは載っていないです。

逮捕の段階には行っていませんので、その辺のこれから先どんどん、4,000万円では止まらないような感じだと思うんですよ。こっちから見ていると。それがどんどん金額が増えるようであれば、いろんな組合からも金を借りているとか、そういう情報も入っていますので、そういうのも返済に当たるものに対して、今後どういう形で返済してもらうのか。その辺をやっぱり住民としては、物すごい興味深いみたいなもので、それを確実に取れるのかと。その辺をどう今後考えているのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

座間味村の外郭団体ではございませんが、沖縄県市町村職員共済組合、あるいは沖縄県互助会とか、いろいろな組織がございます。その中で借入れ制度もありますので、本人が借りたかどうかというのはプライバシーの問題もございますから、借りたかどうかというのは私のほうでは申し上げられませんが、各団体には話をさせていただいて、こちらについても謝罪をさせていただいております。ただ、これは座間味村が借りたということではなくて、御本人が借りた場合は、その団体からその団体の規約に基づいてお借りをしているということで、私たちの行政のほうからの支払義務は生じないということは伺っておりますので、ここは本人の責任において、あるいはもし保証人があるような借入れの場合は、保証人と共同で支払いについて協議していくということになりますので、私たちの予算のほうからの捻出はないということだけは御報告させていただきます。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

この4,000万円についてもですか、それ。

議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

はい、この4,000万円、今被害額はまだ確定はさせていません。まずは私どもといたしましては、今 弁護士と相談をさせていただいているのは、刑事告訴の準備をさせていただいているところでございます。 それと併せて被害額が確定次第し、本人の支払いに対する考え方も聞きながらということになろうかと思い ますが、支払いが厳しい場合には損害賠償請求という別の形での訴訟も視野に入れなければいけないと思っ ておりますし、そこも視野に入れながら弁護士とは調整をさせていただいているというところでございます。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。これはもうぜひそういう形で、100%取れるような形で手続していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

ほかに。6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

おはようございます。質問ではないんですけれども、大変大きな不祥事でショックを受けています。このように小さい島ですから、身内が結構いらっしゃるので、その方々の今後のフォローと、個人的な意見になるんですけれども、住民説明会の要望があっても、これは開かないで、もう文面で、今回もありましたけれ

ども、このように村民の皆さんには周知していただきたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

おはようございます。私のほうからは、議員の皆さんからいろんな質問がある中で、やはり今後二度と同様な事例が起きないようにチェック体制の強化を図り、再発防止の徹底をしてほしいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質問はありませんか。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

これは今回が初めてですから、この議論に関しては。今後それに対して臨時議会等も開いて、詳細を明らかにしていくという考え方もありますか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

刑事告訴をさせていただくことになろうかと思います。もしかしたらと言いますか、その後の損害賠償請求もさせていただくことになろうかと、今の流れかとすると、思っております。その場合は自治法に基づいて、訴訟を起こす場合にはですよね。訴訟を起こす場合には議会の同意が必要となっていることも含めて、しっかりとまずは議会の中で、臨時議会等を含めて説明をさせていただきながら、これからの行政がどういう形で、この事案に対して取り組んでいくのかというのは報告をさせていただくことになろうかと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。じゃあ、よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

ほかにありませんか。進行してもよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

本当に何度も同じことで申し訳ございませんが、コロナ禍の中、村民の皆様、事業所の皆様は非常に生活が疲弊しております。また、今回は船舶ということで、村民のみならず座間味村をこよなく愛していただいている観光客の皆様にも多大な御迷惑をおかけしたこと、心からおわびを申し上げたいと思いますし、これから再発防止に向けて職員一丸となって頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。この件に関しましては本当に申し訳なく思っております。大変申し訳ございませんでした。議長、ありがとうございました。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

もちろんそれもそうなんですけれども、またその2日後、観光協会の問題が出ました。これは出先機関の ことで、しかし補助金は村から出ていることなので、これに関しては今回は御説明、謝り等ということは考 えていないんですか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

観光協会の話でございますが、当時私が会長をしていたということでは大変申し訳なく思っておりますが、これに関しても内容がまだ精査できていない部分がございますので、また次回の議会のときにでも詳細と説明ができる部分がございましたらしっかりとさせていただきたいということと、あと体制が私から変わっておりますので、観光協会の幹部の皆さんとも意見交換をさせていただく中で、どういった形でこの案件について進めていくかというのは、今まさしく協議をしている途中でございますので、今日はここまでしか報告できないことを大変申し訳なく思っておりますが、そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

これも村民皆さん、やきもきしております。非常に関心を持っております。これも早く解明して、説明できるような状況をつくってください。以上です。

〇 議長(中村秀克)

質問はよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで行政報告を終わります。

日程第5.一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 垣花太郎議員。

3番(垣花太郎議員)

皆さん、おはようございます。私は4つほど質問をさせていただきます。まず最初に、コロナ対策につい てです。2つ目は、阿嘉ごみ処理場について。3つ目は、阿嘉ターミナル前の不法投棄についてです。4つ 目は、6月から7月の大雨の水害についての、それを質問させていただきます。まず最初に、コロナ対策に ついてですけれども、泊港のフェリー乗り場のコロナ対策のお客様への協力案内の看板が不十分ではないか なと。それが私は、その不十分なところを向こうの職員に、その現地を直接見てもらったんです。それで、 その看板にはコロナ対策の乗る前のマナー、ルール、いろんなものが書いています。渡嘉敷やら離島に行く 船の、大きくきれいに書いています。それを読んでもらって乗船、消毒、体温、それを計って、それで乗船 させています。でも、お客様への乗船乗り場、それが何一つ案内されていないと。手の消毒、体温測定、そ の2つしかやっていないものですから、それがちゃんとほかの村の、それをそこの担当者に、私はそれを やっているところを現地で直接連れて行って、それを見せました。「これ、どう思うか」と。「こうじゃな いといけないね」と本人も言いました。そうじゃないと、やっぱり対策にはならないなと言いました。それ で「上司にちゃんと伝えます」と、それを言っていました。それはちゃんと確認を取っていますので、私は。 それをやっぱり、私がこれを指摘したのはゴールデンウィークに入る前なんですよ。あのクラスターが入る 前。かなりの、第5波ですか、第4波でしたか。それがやってきました。ゴールデンウィークの後に。それ を指摘しているのに、それでもいまだにやっていないと。その辺は、部下から担当課長にその報告があった のか。あったのか、とりあえずお伺いします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

那覇事務所の件は、太郎議員からおっしゃったように御指摘があったという報告は受けております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

じゃあなぜやらなかったんですか、これ。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

〇 船舶·観光課長(松田 力)

今御指摘があったように、こちらの取組のほうが遅かったのは重々承知しており、また申し訳なく思っております。また、御指摘があったように連れていかれたという話もありますが、私たちもやはりどのように工夫してやろうかなと考えていながら、一方では、各お客様に口頭では注意させていただいていますので、この辺は御指摘があったようにはやっていないですが、今後そういったほうもきちんと取り組みながら、また今現在も行っています口頭でのお願いも一緒に、併せて強化していきたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

その看板について、船員からも私たちに言われたんですよ。あれだけ書いてくれたら、私たちも乗船されているお客さんに注意できると。乗る前にこれだけ報告しているわけですから、それに基づいて注意することができると。船内でも一応放送はしていますけれども、その中身はそこまでの詳しい内容までは説明していないですよね。船内での放送では。それをもっと詳しく書いているんですよ。その看板には。それをやっぱり、皆さん御存じだと思うんですけど、パーキング場でも事故が起きたときには一切責任は取りませんという看板だけで、裁判に持っていかれても、その経営者というのは勝つんですよ。はっきり言って、この看板を立てただけで。それぐらい、この説明というのは物すごい重要なんですよ。だから船員もそういう形で、そういう看板を基にして乗船されている方にこれだけ指摘できるわけですよ。その辺はよく考えてほしいなと思うんですよ。この看板の大事さというものを。それはぜひ今後やってほしいなと思うんですよ。ほかのところもこの前確認したんですけれども、新しい株ができましたよね。デルタ株って。あれ、エアロゾル感染というのは空気感染ですよね。それで空気感染に対する船内の対策もどういうふうにやられているのかというのも、そのエアロゾル感染の対策もなされているんですか。ちょっと確認したいんですけど。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

〇 船舶·観光課長(松田 力)

すみません、ちょっと株の名前まで私、覚えていないので申し訳ないと思っています。しかしながら、今 現在、コロナ対策ということで、フェリーのほうには空気清浄機を設置させていただいております。また、 高速船も今設置の予定をしておりますが、また入替えの時期もありますので、現在のものに入れ切れるか、 その辺もまた十分検討して、入れられるなら早急に入れて、また入替え時におきましても、新しい高速船に も設置できるような体制を取っていきたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

ぜひこのエアロゾル感染というのは、どんどんコロナが進化していきますので、それに対応できるように、 この船内に乗る前にどんどん勉強してもらって、そういう対策をぜひ看板で案内して、そういう形で説明し ていただきたいなと思います。これはぜひやってほしいです。

あともう一つ、コロナ対策支援金です。その支援金の一つが抜けていますけれども、企業への支援金、それについてお伺いしたいんですけれども、この支援金は何件ぐらいあったんですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶·観光課長(松田 力)

すみません、これは事業所への件でよろしいでしょうか。まず昨年度から実施しております座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請が144件ありまして、142件。第2弾座間味村新型コロナウイルス対策事業継続支援金、申請件数140件ありまして、137件。今年度の座間味村新しい生活様式支援補助金、申請件数85件、交付決定85件となっております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

これだけの件数がありますけれども、これは確かな支援金を出したと思いますか。その辺をちょっと聞きます。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

すみません、「確か」という意味が分からないんですが、交付要綱に基づいて支給決定をさせていただい ております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

いや、私が確かなというのは、このコロナ対策のためにちゃんと出していますかということです。この対策をしないで、例えば企業向けだけど、それは家庭の中で使っているとか、事業者への感染の、コロナ対策ですから、これは。勘違いしないでくださいよ。家庭で使われている方もいるという話を私は聞いているものですから、この質問をしているんですよ。ちょっと待ってください。それは家庭で使っているかという、これをちゃんと確認を取ったかということで一件一件それを、15万円を、確かな支援金を受けているのかと。そういうことを私はお尋ねしたいんですよ。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

〇 船舶·観光課長(松田 力)

申請の段階におきましては、そのようなチェックはまだ行っておりませんが、交付要綱に基づいて解釈しますと、そういった虚偽の申請がある場合は補助金の返還をするということで記載してありますので、その辺は情報が入り次第、その補助金申請者が虚偽をしていないと確認して、明らかに虚偽の申請でしたら、補助金返還の命令をしたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

それはいつ頃やるんですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

の 船舶・観光課長(松田 力)

今回そういった話が、今議員の先生から上がっていますので、一度精査して全世帯に、私たちもまさか虚 偽があるということで事業を前提に進めているわけではないものですから、今そういった御指摘を受けまし たので、今後早急に各事業所への検査を行いたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

早めにやらないと、これはコロナ対策ですので、コロナが静まって、対策にも何にもならなくて、そのま ま終わっちゃうとその意味がなくなると思うんですけれども、日にちはちゃんとしたほうがいいと思うんで すけれども。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

コロナの対策で返還、コロナが収束するとは別に、これは虚偽か虚偽じゃないかの判断ですので、この辺は極めて、全世帯がやっているというものは考えにくいですが、今御指摘があったということは真摯に受け止め、虚偽があるところはないか、なるべく早い段階で調査に入りたいと思います。

議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

これに対してやっぱりいろんな意見がありまして、それはかなり無差別にやっているんじゃないかなと。 軽薄短小、軽く物事を考えるんじゃないかと、そういうような話が今いっぱい飛んでいます。これに対して。 私は一つもこの返事はできません。本当にこれは……、確かに私が見た結果、それもあります。その辺は早 急にしてください。これはぜひ、こんななあなあでは困りますよ、これ。はっきり言って。こういう状況で いろんな状況が出てきていますので、もうちょっと信頼を回復するためにはやっぱりこういうところから徹 底的にやっていかないと、住民としては行政に対する信用度がどんどん薄くなっていきますので、この辺は 早急にやらないと、住民からの苦情というのはやっぱりいろいろ出てくるんですよ。その辺は早急にやらな いと物事がもっと大きくなりますので、それはぜひよろしくお願いします。その辺に対して、ぜひこれは早 めにお願いします。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

今回の件、松田課長からもございました。こういう御指摘がございましたので、しっかりとやっていきたい。御指摘があったからやるというのも本当は申し訳ないところもございますが、前提といたしまして、補助金交付要綱に基づいて、村民の皆様がしっかりとコロナ対策のために活用する資金だという前提で私たちもつくっている制度でございますので、そこがしっかりと使われていないということが仮にあった場合には

非常に残念だと思っております。逆にお願いもございまして、こういった事例がありました場合には、ぜひともこの議会だけではなくて、電話一本でも構いません。そういった事例が見受けられるよということを御指摘いただければ、私たちは課長を中心にしっかりとそこに対しての対応もさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

やっぱりいろんなものが並んで来ているわけですよ。私のところに、その船舶に対してですね。その後いろんなものが出てきているものですから、誰とは言えませんけれども、パワハラ問題とかいろいろ出てきているんですね。そういうパワハラ問題で、一般質問の後にまた、課長は近くにいておきながら、私のお隣にいときながら、部下もそういうふうに使いましたよね。それぐらい、私とあなたの討論であって、議会で、何で部下を使うんですか。その辺も私はおかしいと思うんです。これは絶対認められないことですよ。監査のときにも決算のときにも、1人だけ欠席したじゃないですか。おかしいですよ、これ。副村長、それは指摘したんですけど、注意したんですか。決算の課長が欠席しましたよね。決算報告のときに。そのときには出張を入れないでくださいと私は言いましたよね。そのときに、村長が出張から帰ってきたときに、それを指摘しましたか。その注意をしましたか。

〇 議長(中村秀克)

宮平真由美副村長。

〇 副村長(宮平真由美)

指摘しております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

担当課長から一声もないんですね。その件に関して。私は部下も全部呼びました。呼びましたけど、正当な答えは帰ってきませんでした。そのぐらいルーズなことをやらないでくださいよ、本当に。その状況でしたら監査できませんよ、はっきり言って。船舶課長、どう思いますか、これ。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

その監査の総評のときに、当然出張に行っていたのは申し訳なく思っております。この件に関しては、実は横領の件の調査があって那覇に頻繁に行っていたものですから、その辺急ぎだったので、言い訳苦しくなりますが、大変申し訳なく思っております。また、先ほどありましたように支援金の解釈については、職員が隣にいるというのがちょっと意味が分からないので、その辺をもう少し説明していただけたらと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

だからこういう軽い考えを持たないでほしいです。大事な時期ですので、皆さんに報告しないといけないところの指摘ですので、それは誰も答えられないまま、この決算を締めて終わりました。その後、課長は私に一言も、その話は一つも来ていませんよね。私はこの前、全協のときに呼んだときに、それを答えてくれるのかと、私はそれを望んでいました。だけどそれを何も言わなかったですよ。そのときに答えてくれるか

と思ったんです、私は。何一つも、今まで全部何もない。それの流れに対して。その辺は、私は物すごい任 務に対して欠けているんじゃないかなと思うんですよね。その辺は、私はおかしいと思います、これ。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

重ね重ねですが、決算の総評に関して欠席したことは誠に申し訳なく思っております。また、今回欠席した理由も今お話しさせていただきましたが、私自身、その捜査につきましてかなり動揺しておりまして、垣花議員に配慮が足りなかったのは事実でございます。また、これも併せて申し訳ないなと思います。どうもすみませんでした。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

今回は私も把握していないところがございまして大変申し訳ございませんが、先ほど松田から話がございました。先ほど説明させていただいた横領事件につきましては、物事が確定するまでは内々で調査を進めさせていただいておりまして、弁護士の日程、あるいは調査の詳細等は公にできない部分がございましたので、出張は私の命令で行っております。全ては私の責任でございますので、そこは深くおわびを申し上げたいと思いますし、仮に私の部下が言動等で御迷惑、御不快な思いをさせたことがあるとすれば、改めて私からもおわびを申し上げますし、私のほうからさらに部下に対して普段の職務についての指導もさせていただきたいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

村長、あるとすればじゃないんですよ。あったんですよ。この辺は、あるとすればと言ったら過去の話になりますので、それは訂正してください。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

はい、訂正しておわび申し上げます。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

ぜひ、今こういうふうに住民がぴりぴりしている中でこういうことが起きていますので、本当にしっかりしてください。ぜひこれは、私の一般質問の中で今1つ目ですけれども、その辺はぜひ守ってほしいなと思います。また、職員にもお山の大将にならないように、ぜひ親切に、長く務められるように、そういう交流を持ってほしいなと。やはり人のほうもどんどん育てられるような体制をつくって、パワハラという言葉が出ないような体制もつくって、しっかりとして上司のほうが指導できるように、下がついてこれるような雰囲気をつくってください。ぜひお願いします。

あと3つあります。阿嘉ごみ処理場についてです。阿嘉ターミナルの前にあったごみなんですけれども、 そのバイクがごみ処理場に放置されたままということで、ごみ処理場の方から私に「何とかしてほしい」と、 そういう形で連絡が来ました。「そのバイクはどこから持ってきたかな」ということで尋ねたら、「ターミ ナル前」と。ターミナル前のものは動かせないはずなんですけどねと、今のところ。それを何で移動できる ことができたのか、その辺を詳しく説明してください。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

焼却炉に移動させたものにつきましては、関係機関と調整の上、運ばしていただいておりますので、その 辺の細かい調査については、まだいろいろ弁護士とも相談中ですので、詳細については控えさせていただき たいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

移動できないはずだけど、移動したのは何でですかということを質問しているんですよ、私は。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

O 船舶・観光課長(松田 力)

ですから、これは弁護士と関係機関と協議した上に向こうに移動させております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

いや、じゃあみんなあそこにあるのは弁護士と相談した上で移動できるということですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

いえ、あの3台については移動させているということですので、御理解いただきたいと思います。詳細について、今少し関係機関のほうから、詳細についてはまだ公開しないでくれということですので、その辺は 御理解いただきたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

これはごみ処理場の担当の方にちゃんと説明してください。もう邪魔でしょうがないと。仕事がしにくい と。そういうことを言ってきていますので、その辺の現場をぜひ確認してください。これは現場から私に訴 えてきたものですので、その辺は現場を見て、どういうふうに仕事が、今までの流れがやりにくくなったの かというのは、その辺は確認取ってください。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

の 船舶・観光課長(松田 力)

基本、主管課からはその場所についての提供はいただいております。また、置き場所についてはクリーンセンターの職員と相談してくれということですので、私はクリーンセンターの職員と調整して、そこに置かせていただいておりますので、再度職員のほうがほかに移動させてほしいということでしたら、それは移動させたいと思います。

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

ぜひこの議会が終わったら確認取ってください。ぜひお願いします。

これと似たようなものですけれども、3つ目です。阿嘉ターミナル前の不法投棄、今さっき話したものです。一緒ですけれども、私、専門家に聞いたら、不法投棄、行政執行で行うことは、これだけ年数がたてばできると。そういうことなんですけれども、私としては弁護士が何をしているのかなと、そういうふうに思うんですけれども、それについて弁護士側からどういうような説明を受けて、どういう形で処理できないのかと、これは詳しく説明をお願いします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

垣花議員からありましたように、まず平成28年からずっと出ているのは私たちも重々承知しております。 議会の中でも私も数回答弁させていただいておりますが、行政代執行についてなんですが、行政代執行を自 治体として行う場合には、その行政代執行を行った後の費用を本人から回収できるか、やはりそこまで考え ないといけないと思っております。しかしながら、今当事者において、そういった行政代執行を行ったとき に、その資金まで回収できるかというところまで考えたら、なかなか行政代執行を行うのは厳しいかなと考 えており、別な手段で弁護士とお話しさせていただいているところであります。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

これは弁護士側の話ですか。弁護士側の話をどういう形で今、段階まで来ているかというのを私は説明してくださいと言ったんですけど。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

ですので、行政代執行に関しては本人からのその後の費用を回収できるかの有無もありますので、それはなかなか、今私たちの捜査の段階では厳しいということですので、別の手段で本人とやり取りをしているところであります。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

いや、私が聞いたのは、前回は弁護士との相談をしているということでの、私はそれでブレーキがかかったんですけれども、その後そういうふうに話がコンコンコロコロ変わってくるようになってくるのであれば、ちょっと話がどんどん変わってきてしまっているんですね。やっぱりなんやかんや言うより、とにかく早く片づけてほしいですよ、これ。行政執行であろうが、何だろうが、どっちでもいいですよ。とにかくあそこをきれいにしてほしいです。景観条例にも引っかかりますよ、あれは本当に。いろんな法的に引っかかりますよ。それをやっぱり区としては早めに片づけてほしいというのが望みなんですよ。どういう形であろうが、とにかくみすぼらしいんです。ターミナル、観光客が入った瞬間、住民が港に入った瞬間、ああいう車がひっくり返っていると。なおかつ、屋根も取れたままの車が置かれて、さびだらけで、本当に見ていてみす

ぼらしいですよ。とんでもないですよ、あれ。とにかく早く片づけてほしい。行政執行だろうが、何だろうが、どっちでもいいです。それだけですよ。本当に、住民としては。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

太郎議員がこの質問にこだわっている理由は、私も重々承知しております。しかしながら、その行政代執行を仮に行ったと仮定したとしましても、村としてはこの方はもう一度同じことをやる懸念があるということですので、行政代執行をやるだけがそこの環境がよくなるとは思っていません。ですので、今別の方法で、本人にも反省してもらう意味で別の手段を取っているところです。しかしながら、それを進めるには、前回もお話しさせていただきましたが、法的措置については結構な日数がかかります。その辺はまたひとつ御理解いただきたいと思っております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

これ以上言っても、またあれですので、早めに片づけるような形でぜひお願いします。もう次は言わさないでくださいね。次の議会には。もう平成28年度からずっと言ってきていますので、ぜひお願いします。あともう一つです。4つ目、6月、7月の大雨水害についてお伺いしたいんですけれども、農業被害、崖崩れ、住宅被害、今、本土のほうでもいろんなこの前の水害で、かなりの水害がありました。これからますます異常気象という、頻繁にこういう洪水がやってきます。それで、今宮平課長からそういう災害についての、この資料を頂きました。これは立派です。本当に、さすがです。私はこれを望んでいたんです。そういうような形で出していただけたら、物すごく助かります。それ以上のことは言いませんけれども。それで、今後水害がますますひどくなってきます。1時間に100ミリという大雨、洪水がますます増えてくると思います。異常気象で。そういうときに、やっぱり現状維持のこの工事というものは、これではまた同じことが起きると思うのです。これは。現状維持のままで、この水害を元に戻すだけで済むのか。それとも、それ以上のものを強化して造るのか。その辺をお伺いします。よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

この内容についてはよろしいですか。では対策について、回答したいと思います。道路につきましては、側溝を大きくするとか、そういうものは基準がありまして、その大きさとかそういうものは国の基準によって計算して決まっております。そういう基準が変わらない限り、側溝の大きさとかは変えることができないということと、防災に関しましては、道路につきましては側溝の清掃等を小まめにやる。あとは、のり面とかそういうものに関してはパトロールを実施することによって、事前に亀裂とかそういうものを確認して、壊れる前に対策を打つ。そういうことを想定しております。今回、道路についてはそうですが、浄化センターが大きく被害が出ました。曝気ですね。撹拌する機械が4機、水没いたしまして、大きい被害が出ております。今後どういうふうに対策するか、検討いたしました。現在、大雨が降ったときには、そこに水没しないように最終の処理水が出るのですが、そこをポンプで水位が上がってきたときに、ポンプ2台でくみ上げる体制、発電機とポンプを設置しております。そのことで水没は防げるかと考えております。もう一点は、浄水場の落雷によって通信施設が今回6台ですか、落雷で全て駄目になっております。それも500万円ぐらいの被害が出ておりますが、今後は落雷がある場合、その通信施設を取り出して、落雷を受ける前に取り

出して、目視での確認等をやるようにしたいと思っております。現在もこれは何回か、落雷が起こったときには取り出して、目視による確認をしております。あとは住宅に浸水が、今回河川でありました。そこについては、河川の断面が小さいというのが根本的にあるんですが、緊急な対策としては今回床上浸水した箇所があります。そこについては、要請があれば私たちで、土のうで浸水しないように防ぐ対策をしたいと思っております。長い目で見たら、県のほうに河川の改修を行っていただけるように要請活動をしていきたいと思っております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。これがあるために一般質問を私、これを見るだけで、もう対策はどういう形で取るというちゃんと説明をもらいましたので、それ以上のことは言いません。ぜひこれはお願いします。以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

〇 議長(中村秀克)

これで垣花太郎議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

引き続き一般質問を行います。6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

2日間、よろしくお願いします。コロナ禍においてはまだまだ収束の気配は見えず、緊急事態宣言も今月末まで延長となりました。先月は多くの島民が感染し、一時は非常事態になりかねない状況で心配しましたが、村民の協力と対策委員会、また職員の皆さんの神経をすり減らしながらの冷静で迅速な対応のおかげで、ひとまず落ち着きを取り戻せたと思います。沖縄県の新規感染者数についても徐々に減少傾向のようですが、新たな変異株への注意も必要かと思われます。感染防止対策と経済活動とのバランス、非常に難しい判断もあろうかと思いますが、これまでどおり適切に判断していただき、職員の皆様には引き続き村民への日々の対応や、事業者への事業継続の支援対策についても御尽力いただきたいと思います。沖縄県では、沖縄宿泊事業者感染防止対策等支援事業の申請を開始いたしました。県内宿泊施設を対象に、感染防止対策や新たな需要に対するための経費に充てる補助金ですので、該当する事業者はぜひ活用していただければと思います。県議会では影響を受けている観光産業の振興に関する条例について支援するために、必要な施策を協議する委員会を設置したようです。我々議員としても個人情報を保護しつつ、対策委員会との連携を図り、島民ができる限り安心して生活できるように努めてまいります。それでは一般質問を通告書に沿って伺っていきます。

まず1点目、座間味の東側の船揚場についてです。最近では船舶を所有する方が徐々に増えてきています。 しかし、中には船を陸揚げする場所がなく、台風時など安全に固定できないため、仕方なく道路に置いてあ る船もあります。数年前には台風で飛ばされた小型船もありましたが、それも一つ間違えれば近くの建物や ほかの船に損傷を与えた可能性はあったと思います。そこで、添付資料があると思うんですけれども、その 資料の画像にあるように、東側の大型船用の巻揚げ機と漁協の給油バースの建物の間に何艇も置けそうな空 き地がありますが、そこを舗装して活用できないか伺います。

松田力船舶·観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

今、添付資料であります用地につきましては、基本的に沖縄県が管理している港湾用地となっておりまして、沖縄県の港湾整備の計画は現段階では入っていないということで、難しいとの回答を得ております。しかしながら、現在村も船が増えてきて、大型化とかで港の係留箇所の新設や係留箇所の増設が必要だと考えており、村長と議長連名で沖縄県へ要望しております。現在沖縄県におきましても、事業化に向けて調査を行っているということですので、村といたしましてもその事業化の実現に向けて、県と連携して取り組んでいきたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。今課長からもありましたが、係留のスペースですね。係留の場所、そこも同じように少なく思っていたので、ちょうどよかったと思います。そこ以外に、港湾じゃなくてもいいですけど、そこ以外に何か揚げ場として使えそうな候補地などがないか伺います。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

既存の港湾用地といたしましては、今御指摘のありました東側の、提供いただいた写真がありますが、そこの東側のスロープの上のほうも舗装されていないので、そこも舗装したら2列で係留、船が陸揚げできるんじゃないかということで、沖縄県ともその辺も調整しております。

議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

もう一度、東側の、今船が揚がっているところの一段上? となると、2船入れた場合に、奥行きはそんなにないんですけど、これは巻揚げ機を使って揚げるという方法を取ることになるんですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

基本的に巻揚げ機を活用できたらと考えております。一応現場で確認したところ、ほとんどが巻揚げ機を 使って揚げられそうだなということで、沖縄県にはその辺も前から要望はしております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

そうなると、中型船でいいのかな、その船の場合はちょっと厳しくなると思うので、やはり今泊めている 方々の整理は必要かと思われますけど、どうでしょうか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

今、沖縄県が事業化に向けて調整している段階でヒアリング等も行っていますが、当然皆さんが御利用い

ただいている港の船の止め方についても、沖縄県と調整して議論をしないといけないということで、それを 事業化に向けて実務化になってきたら、その船の所有者と、また説明会等を行って、船の仕分け等も行いな がら港を有効活用、また漁協もいらっしゃいますので、漁協ともそういったお話しをしながら、その港の整 備、また港の船の係留の仕方についても議論が出てくると思います。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。あと西側の船揚場についても、以前から指摘があり、もう大分前ですけど、一度整理した と思いますけれども、いまだに所有者が島にいない、誰のかよく分からない船もまだ長く放置されているよ うですけれども、そこも整理できれば、また幾つか空きスペースも確保できると思います。それについては 法的な問題もあると伺っていますけれども、個人的な財産なので簡単に扱えないと理解してよろしいでしょ うか。ほかに理由があるんでしょうか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

O 船舶・観光課長(松田 力)

何隻か連絡が取れない所有者がいらして、それを追跡して二、三名は連絡が取れたんですが、こちらから通知、また電話連絡をしても連絡が返ってこない状態となっております。また、村内におきましても、その本人が使う予定があるということですので、その辺はなかなか無理に「使っていないから廃船しなさい」とか、その辺はなかなか言いづらいところもあって、今後またそういった整備を村が行うんでしたら、その辺もまた再度確認を取っていきたいと思いますが、何せ平成28年度にやったときも、かなりの一般財源を投入していますので、それが果たして、税金の使い方がいいかどうかもまた議論をしないといけないので、2回目を行うというのはなかなか厳しいかなとも考えております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。数は多くないようですので、少しずつ整理できればいいと思います。それについてはまた 港湾と協議して、できるだけ早めに進めていただきますよう、よろしくお願いします。今の東側の話ですね。 続きまして、座間味港に関連する状況についてです。 2 点ありますね、これは。昨年12月の定例会で質 問した件なんですけれども、私は学校を訪問して、不具合がないか調査して、欠陥と思われる点について改 善、または修繕を要望しましたが、どの程度進んでいるか伺います。

〇 議長(中村秀克)

中村悟教育課長。

教育課長(中村 悟)

おはようございます。よろしくお願いします。それではお答えします。昨年12月に修繕箇所等について、理科教室の使用不能扇風機の撤去、それから給食センターの天井からの細かな粉塵の落下防止及び給食センターの照明、それから教員宿舎の雨戸の設置は完了しております。体育館のライト切れ、ライトの上下可動、故障につきましては、今回の補正予算に計上しております。それから体育館の床の腐食、音楽教室の雨漏り、給食センターの外枠の剝離、窓枠のひび割れ等につきましては、3校校舎等において、多くの修繕箇所があります。優先順位を定め、順次修繕を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

今回の補正予算に約130万円ぐらい上がっておりますけれども、全協では体育館のライトの修繕に充て たいとのことでしたけれども、もし具体的にこの内容が分かれば伺いたいんですけれども。その130万円 の内容。

〇 議長(中村秀克)

中村悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

今宮平議員からありましたとおり、ライトの上下の可動式の修繕に予算を計上しております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番 (宮平清志議員)

結構な金額なんですけれども、ライト切れはたしか2か所か3か所ぐらいだったと思うんですけれども、 それだけでこの金額、行くんでしょうか。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

3月段階ではおっしゃるとおり2基から3基でしたが、再度調査したところ6基切れておりますので、その6基分を修繕する予定となっております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

6基というのは、ほぼ全部なんですか。まだ、6基以上ありましたか。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

正確なライトの数は把握しておりませんが、今回6基は使えない状況にありますので、6基を修繕する予定となっております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

内容がまだ決まっていないんでしたら提案があって、この体育館のライトを変えるのは非常に面倒くさい というか、言葉は悪いんですけれども、ややこしい修繕になると思うので、この際、全部もうLEDライト に変えて、しばらくは今後修繕に手間がかからないようにしたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、 古いライトはもう全部取っ替えたほうがいいんじゃないですか。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

そうですね。おっしゃるとおりLEDのほうが故障もしにくいというのは我々も承知しております。今回の6基に関しましては、LEDへの切り替えを予定しております。

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

じゃあ、そこら辺ちょっと学校と協議して、6基だけじゃなくて、金額を少し落としてでも全基変えるようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。その点は以上です。

続きまして2点目ですが、これは座間味に限らず、阿嘉の幼稚園の内容も含まれていますけれども、座間味の教員が次年度から減る可能性があると伺っています。現時点で、本務教員が2名で臨時教員が5名の合計7名、座間味が4人体制、阿嘉が3名体制だと伺っているんですけれども、今年度で座間味の臨時職員が2名減った場合、もちろんそこは募集をかけると思うんですけれども、ちょっとコロナ禍等もあって、果たして応募者がいるのか非常に不安なんですけれども、今後の体制について見解を伺いたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

お答えします。座間味幼稚園の教員の件ですが、正式な退職についての報告は受けておりません。早い時期に意思を確認し、退職意向があれば、村内での募集、または県内の短期大学等への募集を募り、教員を確保したいというふうに考えております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

その県内の短期大学という部分がちょっとよく分からないんですけれども、具体的に大学生を呼び込む感じなんですか。

議長(中村秀克)

中村悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

大学卒業見込み及び卒業生です。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

いないよりはいいと思うんですけれども、もしそういう若い研修生が来た場合には、今いらっしゃる本務 教員は、この研修生も見ながら幼児も見ていくことになると思うんですけれども、これは大変な職務を抱え て、どちらかがおろそかにならないか心配なんですけど、そこら辺どうでしょうか。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

おっしゃるとおり新人ですので多少手間はかかると思いますが、その辺園長とも調整しながら進めていき たいというふうに考えております。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

再開します。

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

答弁の修正、それから具体的に御説明したいと思います。先ほど「短期大学等への募集を募り、教員を確保したい」というふうに答えたんですけど、卒業見込み及び卒業生でありまして、今在学している短大生に声をかけるということではありません。見込者並びに卒業生に声をかけて、募集を募るということです。すみません。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。そこは理解できました。人数はできるだけいたほうがいいんですけど、その研修も大変かなと思いますので、そこら辺もちょっと園長と協議しながら、うまい具合に進めていければと思います。あと、今は本務教員が2名しかいないので、これも本当に仕方ないかもしれませんけれども、今阿嘉に住居がある職員が座間味で勤務して、逆に座間味に住居がある職員が阿嘉の勤務となった体制なんですけれども、ややこしいというか、決して効率的ではないと思います。ちょっと話を聞いたら、例えばみつしまが時間があるので、子供たちの行事の前とかは残って準備もできないし、逆に何か運動会とか朝早く行きたくても、みつしまの時間がまだ始まっていないので、自家用船で行くこともあったようです。これはもう役場の本庁職員も阿嘉から通勤して大変かもしれないんですけれども、課長もそうですよね。そこも大変だなとは思うんですけれども、少し前置きが長くなったんですけど、この体制を、この幼稚園の交差している体制を続けていくのも限界があると思うので、阿嘉に住居を置ける本務教員を1人増やして、スムーズな体制を今後取れるようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、見解を伺います。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

理想といたしましては、今宮平議員がおっしゃったとおりが望ましいと思います。しかし、今後少子化が 進み、園児が減少するおそれがありますので、現在の本務2名体制で進めております。その辺で、今ありま したとおり新規に採用し、阿嘉に配置するということに関しましては、慎重に検討していきたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。そこもちょっと園長と協議しながら、うまい具合に進めていければと思います。この幼稚園の件に関しては教員だけじゃなくて、子供たちの教育にも大きく関わってくるので、ぜひスムーズに進めていただくようによろしくお願いいたします。

続きまして、水難事故についてです。当村は国立公園に指定されているほどの海域があり、ダイビングやシュノーケリングなどのきれいなポイントが多く、沖縄本島からもマリンサービス事業者の利用が増加して、それに比例して利用客も増えています。それによって水難事故も増加傾向にあります。その当該のマリンサービス事業者が座間味村の近海ポイントで水難事故を起こした場合、当然のことながら、もちろん村の診療所や行政担当、または隊員というんですか、救命処置を行うのがもちろん最優先です。しかし、その後のマスコミの報道にいつも違和感を感じています。その事故があるたびに、座間味村ということだけが新聞、

またはニュースに出て、これがイメージダウンにいつもつながるのではないかと懸念しているんですけれども、この報道の在り方についてはマスコミ各社によって様々なので、非常に難しい問題とは思うんですけれども、このようなことは当村に限らず、あちこち多いと思っています。ニュース、新聞を見た視聴者が間違った捉え方をしないように、その事故を起こした事業者がどこの市町村所在か。また、どこから出港したのか。この港の名前とか、もう少し具体的に情報を出してもらいたいんですけれども、それをマスコミ各社に要望すべきだと思うんですけれども、見解を伺います。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

2日間、またよろしくお願いいたします。ただいまの宮平議員からの件ですが、やはりマスコミ報道につきましては、いわゆる村外事業者による近海の海難事故の報道の在り方と我々も思っております。報道中、沖縄本島事業者と区別をして報道していただければよいとは思いますが、やはり事故現場、いわゆる座間味沖とか、そういった報道によって公表のためと考えております。一応我々としましても、今後機会を見ながら、村のイメージダウンにならないように、報道となるようにマスコミの各社と機会を見て要望をお伝えしてまいりたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

この件に関してはかなりハードルが高いとは思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。 私の質問は以上です。ありがとうございます。

〇 議長(中村秀克)

これで宮平清志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

本日もよろしくお願いします。私からは、最近毎日のように出て来ている感染者に対して、ここに来て村の対応に過敏というか、敏感に船を運休させたり、減員させたり、もちろん船員に感染者がいた、濃厚接触者がいたということもあったでしょう。もちろん経済効果も含めていたでしょう。私は7月31日、1日から8月5日までに約7名出たときに、もうこれは村長は船は運休、あるいは減便、減員をするんじゃないかなと、結果論で言うわけじゃないですけど、想像していたんですよ。ところが、そういう話は全くない。そうこうしているうちに区長さん方々から電話があって、「村民の命と暮らしを守るために、議員は何をしているの?」と言われました。中には罵声を浴びせる人もいました。だけど私はそのときに、村がそういった指針、方針を今つくっているはずですから、もう少しお待ちくださいということを申し上げました。それは私たち議長を含め同僚議員にも、議員として、これは何らかの対策を打たないといけないんじゃないかということを、議長をはじめ同僚議員にも申し上げました。そうするとお互い、事務局のほうから、執行部から何か出てくるだろうということだったんですけど、結局8月の十何日までかな、出てこなくて、そうこうし

ているうちに区長の皆さんが先に執行部の皆さんとお話合いを持ちました。そういうことからすると、もちろん経済効果もあって、いろいろあったと思うんですけど、なぜこの8月、結局9月12日が9月30日まで延びました。やっと8月23日、盆明け、ウークイの翌日から船の減員という形になったんですけど、それに至るまで、なぜそういうふうな行動を取ったのか。なぜあれだけ去年は運休もして、減員もして、1人2人しか出ていないのに、六、七名も出てですよ。村民が怒るのもしょうがないですよ。たまたま私の周りには、前も言うように後ろに居酒屋、横に居酒屋、横にカヤックショップ、前に民宿と。彼らにも一応聞きました。取り締まるのもいいけど、取り締まってもほしくないなというのが本音で、結局、要するに経済効果ですね。ところが経済効果と言っても、7割8割は日帰りです。2割ぐらいがそこに泊まって、民宿やそういうことを利用するんであって、私はその時点でやっていれば、8月23日、24日に二十四、五名まで出てこなかったんじゃないかなと、結果論で申し上げるとね。そういうことで、なぜそういうあれが遅れたかということを、まず初めにお聞きしたいです。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

座間味村におきまして、最初のコロナウイルス感染者、陽性者が出たのが昨年末でございまして、これま でに27名が陽性者として認定をされております。その中で8月におきましては、多くの方々が感染をした。 その感染の内容といたしましては、それぞれがそれぞれ別の場所で感染したというよりは、感染源はある程 度特定されるというふうに聞いております。ただ、その詳細につきましては個人情報もございますので、あ えて控えさせていただきますが、特に8月に関しては感染ルートが1つか2つじゃないかというような見方 もございまして、一概に観光客だけではないのではないかというのも昨日のテレビでも私は発言をさせてい ただいております。どうしても、観光客だけではなくて、住民の皆様も生活圏が沖縄本島にある。あるいは 病院に行ったりするというところも含めて、その中で日本の中で一番感染者数が増えているのが沖縄でござ いましたので、あらゆる環境の中で感染者が出てきたと思っております。そういった中で8月の前半に関し ましては、家族感染等ございました。そういったことで言いますと、1人の方から家族全員に感染者が増え ていったというところもございまして、そこについてもちろん多くの方々が陽性反応ということになってし まったんですが、まず一概に観光客だけではないんじゃないかということは最初に申し上げたいというふう に思っております。そういった中でも、その中の方々も全て座間味で発症したわけではなくて、隔離療養し ていただいている中で家族の中の感染者が増え、住民票が座間味にもちろんあるわけですから、そういった 方々を含めて、二十数名の方々が陽性反応が出たということが現状としてございます。一方で、その対策に 関しましては、去年に関しましては、まずは去年から非常に感染者が増えてきたと思っておりますが、去年 の3月ぐらいから、全体的に日本では。まだ新型コロナウイルス感染者というのが何ぞや。全然内容も何も かも分からない状況、そういったのがございまして、昨年のゴールデンウィークに関しては、ほぼほぼ完全 に船をストップさせていただいたりということをさせていただく中で、国や世界の中ではコロナについての 研究調査が進められていき、その中である程度どういう予防措置をすれば防げるのではないかというような 指針等も出てきておりまして、その指針に基づいて私たちも感染症対策を行いながら行政運営、船舶の運営 をさせていただいているところです。特に沖縄県に関しましては、今年の5月の宣言からいまだに、今月末 まで続くわけですけど、そういった中でどういった環境を整えれば、より感染者が出にくい環境をつくれる か。もちろん先ほど太郎議員からもございましたが、消毒、あるいはマスクの着用等もさせていただいてお りますが、この宣言を受けて、まずは夏の期間に関しまして、1日3往復の高速船を2往復に制限をさせて いただいたり、あるいはさらにひどくなった8月の後半からは席数を減らすことで密を避けるような措置を

取らせていただいたり、地元の診療所のドクター、あるいは県立南部医療センターの副院長も交えたリモー トの会議の中でも、これから座間味村の感染症対策、特に8月に陽性者が増えたときにどういった措置を 取ったほうがいいのかという議論もさせていただく中で、7月から行っていた村民に対するPCR検査を2 週間に1回を1週間に1回。一番ひどい8月の下旬にはさらに呼びかけを強くさせていただいて、過去にP CR検査を受けて陰性の方も併せて、ぜひPCR検査を受けてほしい。夏休みの始まる前、夏休みの終わる 直前に、全幼児、児童生徒にもPCR検査を受けさせていただくことで、確実に陽性者の数をしっかりと把 握して、その方々を治療する。あるいは隔離をすることがまずは先決だという結論に至り、今回の取組を 行ってきた次第でございます。村民の皆様、そして議員の皆様、各事業所の御協力もございまして、8月の 二十何日かのPCR検査は人口の半分に当たる450名がPCR検査を受けまして、その中で確認をされた のが3名でございました。そういった状況でいち早く、一人でも確実に陽性者を見つけて、その方に対する ケアをすることが大切だという結論に至り、現在に至っております。おかげさまで今日現在、村内において は陽性反応を示す患者は一人もいないということでございますので、本当に村民の皆様の御協力、あるいは 事業者の皆様の御理解と、議員の先生方の予算措置に対する御理解があったからだというふうに思っており まして、心より感謝を申し上げたいと思います。これまでの流れとしてはそういうところでございます。こ れからどうするか。沖縄県の措置に基づきながら、しっかりと私たちにできるいろいろな対策を講じてまい りたいと思いますし、国からもまた新たな交付金等も出てくるはずですから、より迅速に経済対策も含めて 行っていきたいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

ありがとうございます。続いてですけど、現在療養中はいらっしゃるんですか。ゼロ?

議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

先ほども答弁させていただきましたが、村内在住者においては、陽性の方は0名です。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。今日も放送でPCR検査をやると、私も行こうかなと思ったけど、議会で今日は行けなかったんですけど、本村で一番怖がられているのが、確かに今重症者も出なくて非常にいいことではあるんですけど、万が一重症者が出たとき、もちろんこれから新聞にもいろいろ、ドクターへりも最終的には用意していますと。ところが沖縄県内の医療機関が、仮にですよ、満床だとします。そうなったときの対応として、一番怖がっているのはこれですよ。急変する。もう毎日皆さん、テレビ、新聞、いろんなものでやっていますけれども、急変する。そういったときの対応を本当に確立できるのかどうか。一番村民が怖がっているのはこれだと思うんです。お互い誰がかかるか分からないです。かかろうと思ってかかる人はいないし、うつそうと思ってうつす人もいないし、これは誰がかかるか分からないし、本当に緊急時、重篤、重症者になった場合の対応策をちょっとお願いできますか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

お答えする前に、先ほどから話がございますが、今、これまでに陽性反応の出た村民に対して、重症患者 は1人も出ていないということを先に申し上げたいと思います。その原因といいますか、要因は、確定はで きませんが、ドクターの話によりますと、ワクチン接種が非常に小規模離島では進んでいる。そこが一つの 要因ではないかというふうに言っていただいていることがございます。ちなみにワクチン接種率は、対人口 で言いますと7割弱、対象者で言いますと8割強の方が既にワクチン接種を行っておりまして、このワクチ ン接種におきましては希望者全員が打って終わっているということを先に報告させていただきます。そう いった中で、これまでの二十数名の陽性患者に対して、これは医療行為になりますので、私たちが直接でき ない部分とお手伝いする部分がございますけど、重症化しそうな気配のある陽性者に関しては、いち早く沖 縄本島に行っていただいて、病院、もしくは隔離療養施設に入っていただくような仕組みを、まずはドク ターの判断の下でさせていただいております。受入れ側の沖縄本島に関しましては、これまでも私は村長と して、あるいは離島振興協議会の会長としてもお願いをしてまいりましたが、小規模離島の脆弱な医療体制 を鑑みますと、重症患者、あるいは普通の陽性者におきましても、島にとどめておくのは非常に危険が伴う のではないかという話をさせていただいて、離島に対する病床の確保等も含めてしっかりとやっていただき たいとお願いをしておりまして、もちろんこれは沖縄県内の医療機関、あるいは行政等においても小規模離 島に対する考え方は共通理解をさせていただいております。ただ、最近は新規感染者が減ってきているとい うのはありますけど、依然として沖縄本島、病床数が非常に厳しい状況があるというのは私たちも承知して いる中で、できるだけ離島の重症化しそうな患者の皆さんを沖縄本島に迎え入れることができるような施設 の確保に努めてまいるという話がございました。それに関する搬送の方法に関しては、いろんな状況はある と思います。仮に重症者が出た場合に夜なのか、昼なのか。天気がいいのか、悪いのか。どれぐらいの症状 なのか、そのケース・バイ・ケースがございますので、一概にどういった形で搬送しますとは言い切れませ んが、ドクターの判断、あるいは沖縄県や沖縄県の保健所等との判断も踏まえて、そのときにできる最大限 の対応をさせていただくということだと思っておりますし、今私がお答えできるのは、まさしくそこに尽き ると思います。輸送手段としてはフェリー、あるいはヘリコプター、もしくは海上保安庁の船とか、いろん な手段を使って搬送する。そういった環境を整えている状況でございますので、御理解いただきたいと思い ます。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

ありがとうございます。ぜひそういうふうな形で住民を安心させてください。一番気になっているところであったんですね。前回の議会でも質問しましたけど、今低年齢者、要するに小学生、10歳未満とか、こういう人たちの陽性者が全国的にはやっています。座間味の児童生徒は僅かな数ではあるんですけど、この接種状況はどんなでしたか。

〇 議長(中村秀克)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

おはようございます。2日間、よろしくお願いします。御質問にお答えいたします。低年齢者の接種につきましては、8月末現在で10代が32.5%となっております。村内では12歳から15歳までの接種につきましては、8月末までに14名の方が接種を終えました。接種率が低い理由につきましては、接種後の副反応を心配される方が多いようですが、接種に不安や疑問のある方については、住民課保健師に相談していただき、ワクチンの効果とともに副反応についても引き続き丁寧に説明しております。

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。接種率が低い、それと同時にこれだけ8月はいっぱい出たものですから、じゃあ今後この子供たちも含め、今まで一般の人も予防接種はやりたくない。ところが8月にあれだけ出たもんで、国内ワクチンが出るまではやらないと言っていた人が僕の周りに、今は打ちたいということがあるんだけど、ま、聞くところによると、これは島ではやらないと。沖縄広域ワクチン接種コールセンターにてやるということであるけど、これはもう児童生徒に限っても、そういうシステムというか、そういう制度で今後は進めていくということになりますか。

〇 議長(中村秀克)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

お答えいたします。村内でのワクチン接種については、先ほど村長からもお伝えしましたとおり、希望する全ての方への接種は8月で終了いたしまして、以降、希望者が多くはないことから、現時点で村内で予定することは考えておりません。子供たちに関しましても希望がそう多くはありませんので、沖縄本島での接種できる医療機関や県の広域ワクチン接種センターでの接種を御案内することになります。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。あとは通常、いつも聞いているんですけど、我々はこれが出たときにマスク、それから1人当たり10万円というようなことはいただきました。ところが、あのときよりも今厳しいんだよという人もたくさんいます。我々同僚議員の中でも、私以外皆さん仕事していますけれども、私は去年から今年まで仕事をしたのは2日しかないです。2万円しかもらったことないんですけど、私のことはさて置いて、今住民からは、例えば飲食業は緊急事態だから仮に4万円とします。まん延だったらその半分だとかしますけど、次から出てくる補正予算の中にも出てきますけど、例えばひとり親世帯、あるいは非課税世帯に対しては5万円とかそういうのがあるということはお聞きしましたけど、住民は我々にも、要するに住民とは普通の一般の人ですよ。我々にも、前にみたいに10万円とは言わなくても、そういう補助がないかなというのが口癖に聞こえるんですよ。これに対して新総裁、自民党ではそうなってきますけど、昨日、高市新総裁候補が、そろそろ10万円も考えていいなというような話も飛び出してきました。今後そういうことも含めて、創生資金とかそういうのがあって、一般の事業者以外、先ほど太郎議員と松田課長の中での事業者への助成なのか、またはそういうものだけじゃなくて、普通の生活資金としての補助みたいのが今後考えられるかどうか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

そこは非常に重要なポイントだと思っておりまして、私たちの経営会議の中でも議論をさせていただいているところです。しかしながら、例えば10万円を、村民が今、約930名ぐらいだと思います。そういった場合の財源というのが、非常に一般財源を使うというのは厳しい状況がございまして、いろいろな場面で、会議で、最近は次期振計の会議が多いんですが、その会議と併せてコロナについての議論もさせていただいております。県知事をはじめとする会議の中で、私も離島振興協議会の会長、あるいは町村会の会長という立場で、団体の緊急会議等にも参加をさせていただいて、ぜひとも県からも国に対して、こういう特に緊急

事態宣言が発令されている地域に対する予算措置をお願いしてほしいというお願いをさせていただいておりますし、また私の知り得る国会議員の先生を含めて、多くの方々に沖縄県の現状、離島の現状というのを話をしておりまして、できるだけ予算措置ができるように、私もこれから働きかけていきたい。この予算措置がなかったとしても、何らかの対応はしないといけないのではないかということで経営会議でも話をしておりますので、この予算措置が、国の交付金がない場合には、それなりに少ない財源ではありますが、その中ででも何かしら、例えば年齢であったりとか、所得であったりとか、いろんな条件を加味しながら、公平に、公正に、給付金のような仕組みができるような施策も考えていきたいというふうに思っております。その場合には12月定例議会を待たずに臨時議会、あるいは予算の専決等も含めて、迅速な対応をさせていただきたいと思いますので、もしいいアイデアがございましたら、ぜひとも御提案をいただければというふうに思っております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

村民もある程度期待していますから、ひとつ御検討よろしくお願いいたします。コロナ関連に関しては一 応これで終わりますけど、次は本村の家屋問題や外壁塗装についてということなんですけど、実は私は普通 はスマホは持って歩かないんですけど、スマホを持ってきました。私がスマホを見るときに、トップ、コロ ナ、話題、国内エンタメ、スポーツ等を見ます。それから船舶の入港状況を見ます。ところが私の携帯電話、 見せてもいいんですけど、こうやっていくと座間味村の住宅が、戸建てが売れていますとか、それから座間 味村で建売りをする人が続出とか、座間味村で分譲をする人が続出というのが、もう毎日載っているのです。 それと、これを明課長に聞いたら、「喜文さん、これは以前に検索で座間味村の資産をもしかしたら検索し たんじゃないの」ということがあって、そうするとネット会社はそれに侵入してくるからというような、私 はこれは宮平課長にも自分の携帯を見せました。読んでそういうふうにしてじゃんじゃん載っているんです けどと言ったら、「いや、自分たちのにはないよ」ということだったものですから、私が言いたいのは、結 局座間味村は土地を売る、家を売る。こういう人がたくさんいるということを知られた場合に、島民はそこ でそれを換金して、沖縄本島で過ごしたいんだよということのイメージが持たれているんじゃないかと思っ て、私も座間味に帰ってきて30年になりますけど、もちろんこっちで生まれ育って、あまりにもそういう のが頻繁に載っているもので、どうかということで聞いたら、「これはあんたのものにしか載っていない」 というふうなことを言われて、「ああ、そうですか」ということですから、これは素通りしていきます。そ れともう一つは、座間味村の助成金で外壁を塗装する人が続出と、写真も出てくるんですよ。ところが、座 間味にこんなおうちはないんですね。こういうのも結構出てくるので、これも明課長に聞きました。「これ も喜文さんのものにしか載っていない」ということを言われました。それで後で見ると、育毛剤が出ている のもそうかなと思ったんですけど、そういうことがあって、これは一応スルーします。ただ、私、村民とし てはこういうのが出るということは、島民はもう島から出たがっているようなニュアンスに取れるもので、 とっても面白くないんですね。そういうことで訴えています。これは一応、皆さんに何もお聞きします。と りあえず質問事項に載っているから言いました。

次は、ビーチ、無人島での遊泳や利用についてです。もちろんビーチといえば古座間味、阿真、ニシバマ。それから無人島といえば、安室、嘉比、安慶名敷とあります。ただ、この前ライフセーバーから聞いたら、確かに今年座間味に来る人はリピーターじゃなくて、非常に変わった人が来ているというふうに見受けられるということで、例えばタトゥー、飲酒、喫煙、それから区域外の遊泳、それからサンゴの踏み潰し、それから餌づけ、それから水上バイクの乱暴運転とかですね。これは安室でも無人島でも、阿真でも多々見受け

られるということを聞いて、例えば飲酒、喫煙に関しては村条例があるんですけど、タトゥーなんかは、例 えばパワーシャツとかこういうのを着て、何かそれを条例化できたり、あるいはこれに関しての監視体制は 村として図れないのかどうか。それをちょっとお聞きします。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

の 船舶・観光課長(松田 力)

まず初めに、ビーチや無人島の飲酒とか喫煙に関しては条例がある。また、その餌づけ問題やサンゴの踏み潰しの被害等もあるというのは、こちらのほうもライフセーバーとかから報告は受けております。遊泳区域に関しても実は法的根拠がなく、あれも実はお願いベースとなっております。先ほど喜文議員から冒頭にありましたようにいろんな観光客がおりまして、村にも「なぜ遊泳区域で泳がないといけない」という、そういった事例も多々あります。例えば来られるときに、「私はライフセーバーと話しするのが面倒くさいから、村から許可証を出してくれ」という問合せのあるお客さんも実はいらっしゃって、うちらも困っているところではありますが、その方にはぜひ船の航行とか安全面を考えて、遊泳区域内での遊泳の御協力をお願いしますということで促しております。この件に関しては、以前宮平清志議員からもありました水上バイクとか、そういった何か規制ができないかということで、最近他県でもいろいろ水上バイクとかが問題になっていると思いますが、その辺を私たちも調べて、規制ができるかも含めてやりたいとは考えているところですが、やはり他県でも事例を見ますと、そういったまた現場、例えば水上バイクに関してもそういった撮影の映像はあっても、ああいうのはなかなか現行犯じゃないと難しいという事例もあるものですから、やはり喜文議員から今あったように、どうにかその抑制できるような方向、規制ではないんですけど、マナーの周知とか、その辺は各種団体といまー度模索しながら、どうにかできたらなと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

コマーシャルじゃないですけど、海をつくることはできなくても、海は守ることはできるというようなこともあります。ダイビングスポットはサンゴが生き返っているということではあるんですけど、遊泳区域がサンゴが踏み潰されたり、いろいろこうなると後々我々の後輩たち、あるいは今後自然が失われるということになると大変ですので、やっぱりその辺はもう少し慎重にこれからも見守ってほしいと思います。このビーチ、無人島の件については終わります。

続きまして、キャンプ地土地利用についてです。これは私がやったわけじゃないんですけど、私以前、当時の同僚議員の質問を聞いて、たしか執行部としてはそういう答えをしていましたねということで、誰のことかはよく知っていると思うんですけど、キャンプ地の一角地に、あれはプレハブ住宅というんですか、コンテナ住宅というんですか、おととしの12月につくられて、執行部の皆さんは去年の3月の定例議会でしたか、1年以内に移動させますということを言っているんですけど、あれからもう1年半ぐらいたっているんですけど、その後どういう動きをしているか、まずそれをお聞きします。

〇 議長(中村秀克)

暫く休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

その当時、早めに撤去するようにと促すような話はされております。また、本人からもそういった申出があって、協議書が出ておって、所有者と村と協議した中では令和5年3月31日までは家庭の事情もあるのでどうにか置かしてくれということですので、一時的に解除しております。その期限が令和5年3月31日までとなっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

早い時期にと皆さんおっしゃっているので、そのキャンプ場は、皆さん土地借りているところはそこ一か所だけじゃないと思うんです。たまにキャンプ場の土地を有している人が「じゃあ、自分たちもつくっていいか」というのがよく、冗談とも本気とも言えないような言葉があるんですね。私は「いいよ」と言ったよ。その代わり水道は村だから、電気は電力が引くけど、水道は村だから水道を引かなかったらどうするかと言ったら、「アンヤサヤー」というような話もあるんですね。それからすると、やっぱり公平さをやるとこういうことは、皆さん撤去させますと言っていたんだから、それをやるべきじゃないかなと私は思っています。その辺はどういうふうな。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

今お話がありましたように、本人の家庭環境等もいろいろあると思いますが、当然キャンプ場用地と使用しておりましたので、村が答弁したとおり、もし早めにめどがつくんだったら早めに撤去するようにというお願いはしております。今おっしゃったようにほかのキャンプ場用地もたくさんあります。村も今後、キャンプ場、コテージも含めてですが、老朽化していることから、今後いろんな改修等も出てくると思います。その改修に当たって、やはりキャンプ場も借地が多いですので、今後そういった土地の借地の在り方とか、購入するのか。また改修も含めて、あそこ一帯いろんな考えが出てくると思いますので、その新たな計画をキャンプ場としてやるんでしたら、やはり借地ではなかなか改修ができないなというところもありますので、そういった土地問題も含めながらキャンプ場の整備は必要だと考えておりますので、今後はそういった借地している方ともいろいろ協議しながら、よいキャンプ場づくりができたらなと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。じゃあ、あと1点。皆さんとは通告事項の中で話はしていなかったんですけど、令和2年3月議会での一般質問で当時の議員が、当該業者のJanJanに造ったスロープの入り口部分に、阿真733番地は村有地だと思うが、コンクリートが敷設されたままになっていると。村はそれを把握しているかと。把握していなかったら、業者が無断で開発したことになると。県の保安林に敷設された部分については、森林法違反で県から原状回復、指導が入り、コンクリートが剝がされている。同じように村有地についても村が業者をしっかり指導して、コンクリートを撤去させてほしいという内容の質問を前回やっています。そのときの執行部の答弁は、「その部分は私有地との認識だったので再度調査を行い、現状復旧が必要かどうか執行部で協議し、必要となれば対応する」ということでやっているんですけど、これは今どうなったのか。まだそのままなんですよ。

松田力船舶·観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

現状の認識としましては急を要さないと村は考えていますから、今あそこはまた木のほうもちょっと生えてきて、整備が必要なのかも、実際思っているところであります。また、その土地の利活用についても、キャンプ場の土地のみならず、今村が借地している土地も実際本当に必要なのか、必要じゃないか検討も含めて、そういった検討も行いながら、その辺も整備できたらなと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

私からすると、Jan Jan の土地は本当に借りていいものかどうかと疑問に思うんですけどね。地主がお金がほしいかどうかは知らないんですけど、あっちを借りる必要はないんじゃないかなと個人的には思います。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

O 船舶・観光課長(松田 力)

Jan Janにおきましても、昔から向こうで催し物とかいろんな、また村民の思いもあると思いますので、今言うように、今必要じゃないと思う方もいれば、あるという、その辺もちょっと検討して見極めながら、どうするかというのは考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

2番(宮平喜文議員)

長々と、12時過ぎました。私と村長のやり取りの中があまりにも言葉が長くて、12時までには終わらす予定だったんですけど、すみません。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

〇 議長(中村秀克)

これで一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

これから午後の会議を開きます。

日程第6. 認定第1号 令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

午後もよろしくお願いいたします。決算認定につきましては、認定第1号から第8号までございますが、 併せてお手元にお配りしております監査意見書、それから決算概要、それから主要の施策の成果、附則資料 等も一緒にまとめておりますので御確認ください。

認定第1号

令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村一般会計歳 入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

 歳 入 決 算 額
 ¥2,535,843,187

 歳 出 決 算 額
 ¥2,422,513,738

 歳入歳出差引額
 ¥113,329,449

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

一般会計

	X	分		金額
1.	歳	入総	額	2, 535, 843 千円
2.	歳	出総	額	2, 422, 513 千円
3.	歳 入	歳 出 差	引	113,330 千円
		(1)継続費	逓次繰越額	一 千円
1	翌年度へ繰り	(2)繰越明	許費繰越額	25,210 千円
4.	越すべき財源	(3) 事故繰	越し繰越額	一 千円
		計	ŀ	25,210 千円
5.	実 質	収	支	88,120千円
6.	実質収支額の気の規定による基	うち地方自治法第 基金繰入額	5233条の2	— 千円

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1 村 税		86, 886, 000	94, 909, 300	88, 294, 367	24, 000	6, 590, 933	△1, 408, 367
	1 村 民 税	34, 104, 000	37, 004, 288	36, 665, 255	0	339, 033	△2, 561, 255
	2 固定資産税	41, 575, 000	47, 095, 600	40, 894, 700	0	6, 200, 900	680, 300
	3 軽 自 動 車 税	3, 809, 000	4, 146, 700	4, 071, 700	24, 000	51, 000	△262, 700
	4 村 た ば こ 税	4, 320, 000	3, 627, 412	3, 627, 412	0	0	692, 588
	5 法定外目的税	3, 078, 000	3, 035, 300	3, 035, 300	0	0	42, 700
2 地 方 譲 与 税		7, 810, 000	7, 601, 000	7, 601, 000	0	0	209, 000
	1 地方揮発油譲与税	2, 014, 000	1, 898, 000	1, 898, 000	0	0	116, 000
	2 自動車重量譲与税	5, 710, 000	5, 525, 000	5, 525, 000	0	0	185, 000
	3 地方道路讓与税	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 航空機燃料讓与税	5, 000	0	0	0	0	5, 000
	5 森林環境讓与税	80,000	178, 000	178, 000	0	0	△98, 000
3 利子割交付金		37, 000	39, 000	39, 000	0	0	△2,000
	1 利子割交付金	37, 000	39, 000	39, 000	0	0	△2,000
4 配当割交付金		137, 000	120, 000	120,000	0	0	17, 000
	1 配当割交付金	137, 000	120,000	120,000	0	0	17, 000
5 株式等譲渡所得割交付金		122, 000	134, 000	134, 000	0	0	△12,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	122, 000	134, 000	134, 000	0	0	△12,000

款		Į	頁			予算現額	調	定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
6 地方消費税交付金						19, 588, 000	20,	110,000	20, 110, 000	0	0	△522, 000
	1	地方消	費税	交付	金	19, 588, 000	20,	110,000	20, 110, 000	0	0	△522, 000
7 自動車取得税交付金						1, 691, 000		368, 006	368, 006	0	0	1, 322, 994
	1	自動車耳	 负得和	兑交付	金	1, 000, 000		6	6	0	0	999, 994
	2	環境性	能割	交付	金	691, 000		368, 000	368, 000	0	0	323, 000
8 地方特例交付金						432, 000		0	432,000	0	△432, 000	0
	1	地方特	例:	交 付	金	432, 000		0	432,000	0	△432, 000	0
9 地 方 交 付 税						937, 630, 000	959,	080,000	959, 080, 000	0	0	△21, 450, 000
	1	地方	交	付	税	937, 630, 000	959,	080,000	959, 080, 000	0	0	△21, 450, 000
10 分担金及び負担金						0		0	0	0	0	0
	1	分	担		金	0		0	0	0	0	0
11 使用料及び手数料						58, 837, 000	61,	168, 104	61, 086, 564	0	81, 540	△2, 249, 564
	1	使	用		料	54, 200, 000	56,	676, 464	56, 594, 924	0	81, 540	△2, 394, 924
	2	手	数		料	4, 637, 000	4,	491, 640	4, 491, 640	0	0	145, 360
12 国 庫 支 出 金						710, 005, 000	616,	562, 931	616, 562, 931	0	0	93, 442, 069
	1	国 庫	負	担	金	29, 010, 000	26,	636, 927	26, 636, 927	0	0	2, 373, 073
	2	国 庫	補	助	金	679, 630, 000	588,	635, 215	588, 635, 215	0	0	90, 994, 785
	3	国 庫	委	託	金	1, 365, 000	1,	290, 789	1, 290, 789	0	0	74, 211

		款				項	Ę		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
13	県	支	出	金					524, 679, 000	309, 035, 279	304, 919, 279	0	4, 116, 000	219, 759, 721
					1	県 負	担	金	16, 083, 000	15, 003, 687	15, 003, 687	0	0	1, 079, 313
					2	県 補	助	金	475, 615, 000	264, 042, 904	264, 042, 904	0	0	211, 572, 096
					3	県 委	託	金	32, 981, 000	29, 988, 688	25, 872, 688	0	4, 116, 000	7, 108, 312
14	財	産	収	入					390, 000	525, 839	525, 839	0	0	△135, 839
					1	財産道	重 用」	仅 入	390, 000	525, 839	525, 839	0	0	△135, 839
15	寄	作	†	金					2, 671, 000	3, 477, 000	3, 477, 000	0	0	△806, 000
					1	寄	付	金	2, 671, 000	3, 477, 000	3, 477, 000	0	0	△806, 000
16	繰	ス		金					105, 311, 000	105, 311, 000	105, 311, 000	0	0	0
					1	特別会	計繰	入 金	0	0	0	0	0	0
					2	基金	繰り	金	105, 311, 000	105, 311, 000	105, 311, 000	0	0	0
17	繰	起	<u> </u>	金					110, 727, 949	24, 253, 284	24, 253, 284	0	0	86, 474, 665
					1	繰	越	金	110, 727, 949	24, 253, 284	24, 253, 284	0	0	86, 474, 665
18	諸	47	ζ	入					12, 262, 000	78, 431, 021	75, 924, 917	0	2, 506, 104	△63, 662, 917
					1	延滞金、力	川算金及	び過料	0	312, 176	312, 176	0	0	△312, 176
					2	預 金	利	子	1,000	1, 699	1,699	0	0	△699
					4	雑		入	12, 261, 000	78, 117, 146	75, 611, 042	0	2, 506, 104	△63, 350, 042
19 7	村			債					448, 480, 000	267, 604, 000	267, 604, 000	0	0	180, 876, 000
					1	村		債	448, 480, 000	267, 604, 000	267, 604, 000	0	0	180, 876, 000
			歳	入	合	計			3, 027, 695, 949	2, 548, 729, 764	2, 535, 843, 187	24, 000	12, 862, 577	491, 852, 762

歳 出

		悫	欠					Ţ	頁			予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1	議		会		費							34, 401, 000	34, 319, 290	0	81, 710	81, 710
						1	議		会		費	34, 401, 000	34, 319, 290	0	81, 710	81, 710
2	総		務		費							510, 064, 000	490, 023, 888	12, 062, 000	7, 978, 112	20, 040, 112
						1	総	務	管	理	費	474, 592, 000	455, 704, 167	12, 062, 000	6, 825, 833	18, 887, 833
						2	徴		税		費	13, 950, 000	13, 889, 519	0	60, 481	60, 481
						3	戸籍	籍住民	民基:	本台帧	長費	16, 119, 000	15, 882, 062	0	236, 938	236, 938
						4	選		挙		費	3, 200, 000	3, 178, 540	0	21, 460	21, 460
						5	統	計	調	査	費	1, 164, 000	411, 874	0	752, 126	752, 126
						6	監	査	委	員	費	1, 039, 000	957, 726	0	81, 274	81, 274
3	民		生		費							177, 418, 000	170, 389, 797	0	7, 028, 203	7, 028, 203
						1	社	会	福	祉	費	141, 032, 000	134, 329, 297	0	6, 702, 703	6, 702, 703
						2	児	童	福	祉	費	36, 386, 000	36, 060, 500	0	325, 500	325, 500
						3	生	活	保	護	費	0	0	0	0	0
4	衛		生		費							653, 814, 000	564, 050, 860	0	89, 763, 140	89, 763, 140
						1	保	健	衛	生	費	133, 505, 000	126, 576, 838	0	6, 928, 162	6, 928, 162
						2	清		掃		費	520, 309, 000	437, 474, 022	0	82, 834, 978	82, 834, 978
6	農	林	水	産	費							51, 243, 000	48, 031, 597	0	3, 211, 403	3, 211, 403
						1	農		業		費	16, 029, 000	14, 940, 161	0	1, 088, 839	1, 088, 839
						2	林		業		費	21, 418, 000	20, 996, 804	0	421, 196	421, 196
						3	水	産	Ē.	業	費	13, 796, 000	12, 094, 632	0	1, 701, 368	1, 701, 368

		款					項			予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
7	商	エ		費						160, 596, 000	125, 441, 417	22, 500, 000	12, 654, 583	35, 154, 583
					1	商	I	-	費	160, 596, 000	125, 441, 417	22, 500, 000	12, 654, 583	35, 154, 583
8	土	木		費						666, 113, 949	538, 234, 641	93, 318, 000	34, 561, 380	127, 879, 308
					1	土	木管	理	費	5, 139, 000	4, 887, 658	0	251, 342	251, 342
					2	道	路橋り	よう	費	28, 855, 000	28, 614, 121	0	240, 879	240, 879
					3	河	Л		費	8, 207, 949	6, 606, 140	0	1, 601, 809	1, 601, 809
					4	港	湾	7	費	305, 801, 000	199, 829, 406	93, 318, 000	12, 653, 594	105, 971, 594
					5	下	水	道	費	34, 159, 000	33, 159, 000	0	1,000,000	1,000,000
					6	住	宅	<u> </u>	費	264, 641, 000	247, 931, 719	0	16, 709, 281	16, 709, 281
					7	空	港	\$	費	19, 311, 000	17, 206, 597	0	2, 104, 403	2, 104, 403
9	消	防		費						24, 724, 000	23, 542, 171	0	1, 181, 829	1, 181, 829
					1	消	防	ī	費	24, 724, 000	23, 542, 171	0	1, 181, 829	1, 181, 829
10	教	育		費						606, 433, 000	293, 949, 998	15, 450, 000	297, 033, 002	312, 483, 002
					1	教	育 総	※ 務	費	144, 906, 000	109, 025, 769	15, 450, 000	20, 430, 231	35, 880, 231
					2	小	学	校	費	339, 328, 000	67, 832, 324	0	271, 495, 676	271, 495, 676
					3	中	学	校	費	40, 214, 000	36, 737, 367	0	3, 476, 633	3, 476, 633
					4	幼	稚	園	費	51, 166, 000	50, 063, 503	0	1, 102, 497	1, 102, 497
					5	社	会 教	有	費	4, 996, 000	4, 779, 661	0	216, 339	216, 339
					6	保	健 体	育	費	25, 823, 000	25, 511, 374	0	311, 626	311, 626
11	災	害 復	旧	費						11, 411, 000	6, 992, 889	4, 202, 000	216, 111	4, 418, 111
					2	公共	 七十施設	災害復川	日費	11, 411, 000	6, 992, 889	4, 202, 000	216, 111	4, 418, 111

40
Ī

	款				Į	頁			予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
12 公	債	費							124, 698, 000	124, 002, 190	0	695, 810	695, 810
			1	公		債		費	124, 698, 000	124, 002, 190	0	695, 810	695, 810
13 諸	支 出	金							3, 780, 000	3, 535, 000	0	245, 000	245, 000
			2	公	営	企	業	費	3, 780, 000	3, 535, 000	0	245, 000	245, 000
14 子	備	費							3, 000, 000	0	0	3, 000, 000	3, 000, 000
			1	予		備		費	3, 000, 000	0	0	3, 000, 000	3, 000, 000
	歳	出	合		計				3, 027, 695, 949	2, 422, 513, 738	147, 532, 000	457, 650, 211	605, 182, 211

歳入歳出差引残額

113, 329, 449円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

認定第2号

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額¥233,613,253歳 出 決 算 額¥188,429,564歳入歳出差引額¥45,183,689

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

国民健康保険事業特別会計

	X	分			金額
1.	歳	入	総	額	233,613 千円
2.	歳	出	総	額	188,429 千円
3.	歳 入	歳 出	差 引	額	45,184 千円
		(1)継続費	費 逓 次 繰	越額	- 千円
4	翌年度へ繰り	(2) 繰越り	月許費繰	越額	— 千円
4.	越すべき財源	(3) 事故約	異越 し繰	越額	— 千円
			計		— 千円
5.	実 質	収	支	額	45, 184 千円
6.	実質収支額の の規定による基		三第2339	条の2	— 千円

"*/* / ·								(1)== - 1 4/
款		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険税			23, 028, 000	23, 180, 753	21, 724, 653	0	1, 456, 100	1, 303, 347
	1 国	民健康保険税	23, 028, 000	23, 180, 753	21, 724, 653	0	1, 456, 100	1, 303, 347
2 分担金及び負担金			0	0	0	0	0	0
	1 負	担金	0	0	0	0	0	0
3 使用料及び手数料			38, 000	28, 800	28, 800	0	0	9, 200
	2 手	数料	38, 000	28, 800	28, 800	0	0	9, 200
4 国 庫 支 出 金			6, 003, 000	5, 900, 000	5, 900, 000	0	0	103, 000
	2 国	庫補助金	6, 003, 000	5, 900, 000	5, 900, 000	0	0	103, 000
7 県 支 出 金			126, 036, 000	143, 700, 000	143, 700, 000	0	0	△17, 664, 000
	1 県	補 助 金	126, 036, 000	143, 700, 000	143, 700, 000	0	0	△17, 664, 000
	2 財政	政安定化基金交付金	0	0	0	0	0	0
8 連合会支出金			0	0	0	0	0	0
	1 連	合会補助金	0	0	0	0	0	0
10 繰 入 金			22, 287, 000	22, 287, 000	22, 287, 000	0	0	0
	1 -	般会計繰入金	22, 287, 000	22, 287, 000	22, 287, 000	0	0	0
	2 基	金繰入金	0	0	0	0	0	0
11 繰 越 金			39, 775, 000	39, 773, 738	39, 773, 738	0	0	1, 262
	1 繰	越金	39, 775, 000	39, 773, 738	39, 773, 738	0	0	1, 262

	款					項			予算現額	調定	額	収入済額	-	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
12 諸	収		入						56, 000	1	99, 062	199, 00	62	0	0	△143, 062
				1	延光	带金刀	及びji	B 料	54, 000		14, 100	14, 10	00	0	0	39, 900
				2	預	金	利	子	1,000		372	3'	72	0	0	628
				4	雑			入	1,000	1	34, 590	184, 59	90	0	0	△183, 590
13 市	町	村	債						0		C		0	0	0	0
				1	市	町	村	債	0		C		0	0	0	0
				2	財政	安定化	基金貸	付金	0		C		0	0	0	0
	j.	歳	入	合		計			217, 223, 000	235, 0	353 353	233, 613, 25	53	0	1, 456, 100	$\triangle 16, 390, 253$

歳 出 (単位:円)

		款				項				予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出		
		74.9	•						^			1 37 70 100	Z H I/I III	五十次派巡院	7/13 16%	済額との比較
1	総		務		費							9, 256, 000	9, 167, 454	0	88, 546	88, 546
						1	総	務	管	理	費	9, 228, 000	9, 162, 864	0	65, 136	65, 136
						2	徴		税		費	6,000	4, 590	0	1, 410	1, 410
						3	運	営	協静	衰 会	費	22, 000	0	0	22, 000	22, 000
2	保	険	給	付	金							146, 167, 000	120, 550, 774	0	25, 616, 226	25, 616, 226
						1	療	耄		諸	費	119, 216, 000	98, 282, 648	0	20, 933, 352	20, 933, 352
						2	高	額	療	養	費	25, 769, 000	21, 423, 007	0	4, 345, 993	4, 345, 993
						3	出	産	育 児	記諸	費	842, 000	835, 119	0	6, 881	6, 881
					•	4	葬	务	ź	諸	費	30,000	10, 000	0	20,000	20,000
						5	傷	病	手	当	費	310, 000	0	0	310, 000	310, 000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
3 国民健康保険事業納付金		56, 581, 000	56, 579, 752	0	1, 248	1, 248
	1 医療給付費分	42, 461, 000	42, 460, 462	0	538	538
	2 後期高齢者支援金等分	10, 044, 000	10, 043, 958	0	42	42
	3 介護納付金分	4, 076, 000	4, 075, 332	0	668	668
4 共同事業拠出金		0	0	0	0	0
	1 共同事業拠出金	0	0	0	0	0
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		2, 214, 000	1, 725, 354	0	488, 646	488, 646
	1 特定健康診査等事業費	2, 142, 000	1, 657, 908	0	484, 092	484, 092
	2 保 健 事 業 費	72, 000	67, 446	0	4, 554	4, 554
7 基金積立金		0	0	0	0	0
	1 基 金 積 立 金	0	0	0	0	0
8 公 債 費		0	0	0	0	0
	1 公 債 費	0	0	0	0	0
	3 財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
9 諸 支 出 金		452,000	406, 230	0	45, 770	45, 770
	1 償還金及び還付加算金	452, 000	406, 230	0	45, 770	45, 770
10 予 備 費		2, 552, 000	0	0	2, 552, 000	2, 552, 000
	1 予 備 費	2, 552, 000	0	0	2, 552, 000	2, 552, 000
歳出	合 計	217, 223, 000	188, 429, 564	0	28, 793, 436	28, 793, 436

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

| 53 |

認定第3号

令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額 ¥ 8, 4 4 6, 3 5 1 歳 出 決 算 額 ¥ 7, 7 3 9, 7 4 4 歳入歳出差引額 ¥ 7 0 6, 6 0 7

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

後期高齢者医療特別会計

	X	分			金額
1.	歳	入	総	額	8,446 千円
2.	歳	出	総	額	7,739 千円
3.	歳 入	歳出	差	引 額	707 千円
		(1)継続	費逓次	繰越額	一 千円
4	翌年度へ繰り	(2)繰越	明許費	繰越額	一 千円
4.	越すべき財源	(3)事故:	繰越し	繰越額	- 千円
			計		一 千円
5.	実 質	収	支	額	707 千円
6.	実質収支額の の規定による基		去第23	3条の2	— 千円

令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入 (単位:円)

	7	款			項	į		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入
													済額との比較
1	1 後期高齢者医療保険料							4, 577, 000	3, 897, 826	3, 687, 821	0	210, 005	889, 179
				1	後期高齢	者医療保	以 険料	4, 577, 000	3, 897, 826	3, 687, 821	0	210, 005	889, 179
2	使用料	及び手	数料					1,000	0	0	0	0	1,000
				1	手	数	料	1,000	0	0	0	0	1,000
4	繰	入	金					3, 798, 000	2, 759, 060	2, 759, 060	0	0	1, 038, 940
				1	一般会	計繰	入金	3, 798, 000	2, 759, 060	2, 759, 060	0	0	1, 038, 940
5	繰	越	金					480, 000	479, 369	479, 369	0	0	631
				1	繰	越	金	480, 000	479, 369	479, 369	0	0	631
6	諸	収	入					2,000	1, 520, 101	1, 520, 101	0	0	△1, 518, 101
				2	償還金及1	び還付加]算金	1,000	0	0	0	0	1,000
				3	預 金	利	子	1,000	13	13	0	0	987
				5	雑		入	0	1, 520, 088	1, 520, 088	0	0	△1, 520, 088
		歳	入	合	計			8, 858, 000	8, 656, 356	8, 446, 351	0	210, 005	411, 649

歳 出 (単位:円)

	款				ij	頁			予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総	務	費							1, 069, 000	983, 033	0	85, 967	85, 967
			1	総	務	管	理	費	1,069,000	983, 033	0	85, 967	85, 967
			2	徴		収		費	0	0	0	0	0

0	-

款		項				予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
2 後期高齢 広域連合	者 医療納付金					7, 770, 000	6, 749, 445	0	1, 020, 555	1, 020, 555
		1	後期高広域	高齢者 連合納	所 医 療 内 付 金	7, 770, 000	6, 749, 445	0	1, 020, 555	1, 020, 555
3 諸 支	出 金					9,000	7, 266	0	1,734	1, 734
		1	償還金	≩及びⅰ	還付金	9,000	7, 266	0	1,734	1, 734
4 予 備	費					10,000	C	0	10,000	10,000
		1	予	備	費	10,000	C	0	10,000	10,000
	歳 出	合	計			8, 858, 000	7, 739, 744	0	1, 118, 256	1, 118, 256

歳入歳出差引残額

706,607円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

認定第4号

令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額業677,550,541歳出決算額業645,466,095歳入歳出差引額¥32,084,446

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

航路事業特別会計

	X	分		金額
1.	歳	入総	額	677, 550 千円
2.	歳	出総	額	645, 466 千円
3.	歳 入 i	歳 出 差	引 額	32,084 千円
		(1)継続費逓	次繰越額	— 千円
4	翌年度へ繰り	(2)繰越明許	費繰越額	— 千円
4.	越すべき財源	(3) 事故繰越	し繰越額	— 千円
		計		— 千円
5.	実 質	収 3	友 額	32,084 千円
6.	実質収支額の きの規定による基	うち地方自治法第 2 基金繰入額	33条の2	— 千円

令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入(単位:円)

		款					項			予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 事	事	業	収	入						366, 412, 000	430, 711, 805	412, 661, 373	0	18, 050, 432	△46, 249, 373
					1	運	航	収	入	361, 784, 000	426, 253, 805	408, 263, 373	0	17, 990, 432	△46, 479, 373
					2	営	業	収	益	4, 626, 000	4, 458, 000	4, 398, 000	0	60, 000	228, 000
					3	営	業	外収	益	2,000	0	0	0	0	2,000
2 約	喿	越	į	金						24, 890, 000	24, 889, 168	24, 889, 168	0	0	832
					1	繰		越	金	24, 890, 000	24, 889, 168	24, 889, 168	0	0	832
5 基	基 金	è 繰	! 入	金						325, 224, 000	240, 000, 000	240, 000, 000	0	0	85, 224, 000
					1	基	金	繰入	. 金	325, 224, 000	240, 000, 000	240, 000, 000	0	0	85, 224, 000
		j.	歳	入	合		計			716, 526, 000	695, 600, 973	677, 550, 541	0	18, 050, 432	38, 975, 459

(単位:円)

		款			項	予算現額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出
										済額との比較
1	運	航	費	用		491, 873, 000	470, 102, 509	0	21, 770, 491	21, 770, 491
					1 旅 客 費	2, 553, 000	2, 147, 509	0	405, 491	405, 491
					2 自動車航送取扱費	539, 000	397, 960	0	141, 040	141, 040
					3 貨 物 費	339, 000	233, 200	0	105, 800	105, 800
					5 燃料潤滑油費	146, 276, 000	130, 843, 404	0	15, 432, 596	15, 432, 596
					6 養 缶 水 費	1, 409, 000	1, 353, 950	0	55, 050	55, 050
					7 港 費	3, 338, 000	2, 957, 665	0	380, 335	380, 335
					8 雑 費	2, 128, 000	2, 125, 974	0	2, 026	2, 026
					9 船 費	335, 291, 000	330, 042, 847	0	5, 248, 153	5, 248, 153
2	営	業	費	用		113, 224, 000	105, 278, 507	0	7, 945, 493	7, 945, 493
					1 保 険 料	7, 011, 000	6, 564, 236	0	446, 764	446, 764
					3 船舶傭船料	2, 129, 000	1, 984, 000	0	145, 000	145, 000
					4 航路付属施設費	4, 869, 000	4, 693, 078	0	175, 922	175, 922
					5 店 費	99, 215, 000	92, 037, 193	0	7, 177, 807	7, 177, 807
4	事	業	税	費		30, 000, 000	5, 141, 700	0	24, 858, 300	24, 858, 300
					1 営業外費用	30, 000, 000	5, 141, 700	0	24, 858, 300	24, 858, 300
5	公	侵	Ė	費		79, 527, 000	64, 943, 379	0	14, 583, 621	14, 583, 621
					1 公 債 費	79, 527, 000	64, 943, 379	0	14, 583, 621	14, 583, 621
6	予	偱	前	費		1, 902, 000	0	0	1, 902, 000	1, 902, 000
					1 予 備 費	1, 902, 000	0	0	1, 902, 000	1, 902, 000

		款				項			予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
8	諸	支	出	金					0	0	0	0	0
					1	Ę	出	金	0	0	0	0	0
			歳	出	合	計			716, 526, 000	645, 466, 095	0	71, 059, 905	71, 059, 905

歳入歳出差引残額

32, 084, 446円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥236,448,797 歳出決算額 ¥244,736,137 歳入歳出差引額 ¥-8,287,340

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

簡易水道事業特別会計

	X	分			金額
1.	歳	入	総	額	236,448 千円
2.	歳	出	総	額	244,736 千円
3.	歳 入	歳 出	差	引 額	△8, 288 千円
		(1)継続	費逓次	く繰越額	— 千円
1	翌年度へ繰り	(2)繰越	明許費	操越額	— 千円
4.	越すべき財源	(3) 事故	繰越し	繰越額	— 千円
			計		— 千円
5.	実 質	収	支	額	△8, 288 千円
6.	実質収支額の の規定による基		法第23	33条の2	— 千円

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 簡易水道事業収入		25, 655, 000	32, 487, 435	25, 970, 621	0	6, 516, 814	△315, 621
	1 営 業 収 入	25, 655, 000	32, 487, 435	25, 970, 621	0	6, 516, 814	△315, 621
2 財産収入		1,000	48	48	0	0	952
	1 財産運用収入	1,000	48	48	0	0	952
3 繰 入 金		99, 949, 000	99, 949, 000	99, 949, 000	0	0	0
	1 繰 入 金	99, 949, 000	99, 949, 000	99, 949, 000	0	0	0
4 国 庫 支 出 金		60, 000, 000	78, 912, 000	78, 912, 000	0	0	△18, 912, 000
	1 国 庫 補 助 金	60, 000, 000	78, 912, 000	78, 912, 000	0	0	△18, 912, 000
5 県 支 出 金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 県 補 助 金	1,000	0	0	0	0	1,000
6 諸 収 入		1,000	39, 595	39, 595	0	0	△38, 595
	1 雑 収 入	1,000	39, 595	39, 595	0	0	△38, 595
7 繰 越 金		178, 000	177, 533	177, 533	0	0	467
	1 繰 越 金	178, 000	177, 533	177, 533	0	0	467
8 村 債		28, 800, 000	31, 400, 000	31, 400, 000	0	0	△2, 600, 000
	1 村 債	28, 800, 000	31, 400, 000	31, 400, 000	0	0	△2, 600, 000
歳入	合 計	214, 585, 000	242, 965, 611	236, 448, 797	0	6, 516, 814	△21, 863, 797

歳出

(単位:円)

	款					項		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	簡易	水道事	業 費					213, 231, 000	206, 502, 497	0	6, 728, 503	6, 728, 503
				1	営	業	費	213, 231, 000	206, 502, 497	0	6, 728, 503	6, 728, 503
2	公	債	費					39, 477, 000	38, 233, 640	0	1, 243, 360	1, 243, 360
				1	公	債	費	39, 477, 000	38, 233, 640	0	1, 243, 360	1, 243, 360
3	予	備	費					5, 000, 000	0	0	5, 000, 000	5, 000, 000
				1	予	備	費	5, 000, 000	0	0	5, 000, 000	5, 000, 000
		歳	出	合	計			257, 708, 000	244, 736, 137	0	12, 971, 863	12, 971, 863

歳入歳出差引残額

0円

又は

歳入歳出差引歳入不足額

8,287,340円

このため翌年度歳入繰上充用金

10,000,000円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

63

認定第6号

令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額¥ 6 3, 8 2 1, 5 4 1歳 出 決 算 額¥ 6 3, 1 2 7, 3 0 3歳入歳出差引額¥ 6 9 4, 2 3 8

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

下水道事業特別会計

	X	分			金額
1.	歳	入	総	額	63,821 千円
2.	歳	出	総	額	63,127 千円
3.	歳 入	歳 出	差	引 額	694 千円
		(1)継続	費逓次	繰越額	— 千円
4	翌年度へ繰り	(2)繰越	明許費	繰越額	— 千円
4.	越すべき財源	(3)事故	繰越し	繰越額	— 千円
			計		— 千円
5.	実 質	収	支	額	694 千円
6.	実質収支額の の規定による基		法第23	3条の2	— 千円

令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
					_		
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
2 下水道収入		9, 813, 000	11, 596, 949	10, 358, 959	0	1, 237, 990	△545 , 959
	1 下水道収入	9, 813, 000	11, 596, 949	10, 358, 959	0	1, 237, 990	△545 , 959
3 国庫支出金		12, 144, 000	12, 144, 000	12, 144, 000	0	0	0
	1 国 庫 補 助 金	12, 144, 000	12, 144, 000	12, 144, 000	0	0	0
4 繰 入 金		34, 159, 000	33, 159, 000	33, 159, 000	0	0	1,000,000
	1 繰 入 金	34, 159, 000	33, 159, 000	33, 159, 000	0	0	1,000,000
5 繰 越 金		160, 000	159, 582	159, 582	0	0	418
	1 繰 越 金	160, 000	159, 582	159, 582	0	0	418
6 村 債		8, 095, 000	8, 000, 000	8, 000, 000	0	0	95, 000
	1 村 債	8, 095, 000	8, 000, 000	8, 000, 000	0	0	95, 000
歳 入	合 計	64, 372, 000	65, 059, 531	63, 821, 541	0	1, 237, 990	550, 459

歳 出 (単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 下水道事業	費	41, 751, 000	40, 847, 873	0	903, 127	903, 127
	1 下水道事業費	41, 751, 000	40, 847, 873	0	903, 127	903, 127

款					項		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較	
2	公	債	費			22, 620, 000	22, 279, 430	0	340, 570	340, 570		
				1 4	公	債	費	22, 620, 000	22, 279, 430	0	340, 570	340, 570
3	予	備	費					1,000	0	0	1,000	1,000
				1 =	予	備	費	1,000	0	0	1,000	1,000
		歳	出	合	計			64, 372, 000	63, 127, 303	0	1, 244, 697	1, 244, 697

歳入歳出差引残額

694, 238円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

認定第7号

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額¥11,327,405歳 出 決 算 額¥11,177,833歳入歳出差引額¥149,572

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

漁業集落排水事業特別会計

	X	分			金額
1.	歳	入総		額	11,327 千円
2.	歳	出総		額	11, 177 千円
3.	歳 入	歳 出 差	引	額	150 千円
		(1)継続費		額	— 千円
4	翌年度へ繰り	(2)繰越明	許費 繰越	額	— 千円
4.	越すべき財源	(3) 事故繰	越し繰越	額	— 千円
		計	_		— 千円
5.	実 質	収	支	額	150 千円
6.	実質収支額の意の規定による基	うち地方自治法第 基金繰入額	3233条 <i>の</i>	2	— 千円

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	1,000
2 事 業 収 入		3, 138, 000	3, 458, 389	3, 396, 374	0	62, 015	△258, 374
	1 下水道収入	3, 138, 000	3, 458, 389	3, 396, 374	0	62, 015	△258, 374
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 県 支 出 金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 県 補 助 金	1,000	0	0	0	0	1,000
5 繰 入 金		9, 465, 000	7, 900, 000	7, 900, 000	0	0	1, 565, 000
	1 繰 入 金	9, 465, 000	7, 900, 000	7, 900, 000	0	0	1, 565, 000
6 繰 越 金		32, 000	31, 031	31, 031	0	0	969
	1 繰 越 金	32, 000	31, 031	31, 031	0	0	969
7 村 債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 村 債	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入	合 計	12, 639, 000	11, 389, 420	11, 327, 405	0	62, 015	1, 311, 595

歳 出

(単位:円)

	款項					予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較		
1	漁業集	落排水事	業費					8, 129, 000	7, 442, 679	0	686, 321	686, 321
				1	漁業集	長落排水 马	事業費	8, 129, 000	7, 442, 679	0	686, 321	686, 321
2	公	債	費					4, 509, 000	3, 735, 154	0	773, 846	773, 846
				1	公	債	費	4, 509, 000	3, 735, 154	0	773, 846	773, 846
3	予	備	費					1,000	0	0	1,000	1,000
				1	予	備	費	1,000	0	0	1,000	1,000
		歳	出	合	計			12, 639, 000	11, 177, 833	0	1, 461, 167	1, 461, 167

歳入歳出差引残額

149,572円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

— 69 **–**

認定第8号

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥3,287,851 歳出決算額 ¥3,234,964 歳入歳出差引額 ¥52,887

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

農業集落排水事業特別会計

	X	分			金額
1.	歳	入	総	額	3,287 千円
2.	歳	出	総	額	3, 234 千円
3.	歳 入	歳出	差 引	額	5 3 千円
		(1)継続	費逓次線	融越額	一 千円
1	翌年度へ繰り	(2)繰越馬	明許費線	東越 額	— 千円
4.	越すべき財源	(3) 事故 約	操越し線	東越 額	— 千円
			計		— 千円
5.	実 質	収	支	額	5 3 千円
6.	実質収支額の対の規定による基		去第233	条の2	— 千円

款			項				予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び	が負担金						1,000	0	0	0	0	1,000
		1	分担金	え及び	が負担 かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	金	1,000	0	0	0	0	1,000
2 事 業	収 入						586, 000	647, 622	647, 622	0	0	△61, 622
		1	下水	. 道	収	入	586, 000	647, 622	647, 622	0	0	△61, 622
3 国 庫 支	出 金						1,000	0	0	0	0	1,000
		1	国庫	補	助	金	1,000	0	0	0	0	1,000
4 県 支	出金						1,000	0	0	0	0	1,000
		1	県	補	助	金	1,000	0	0	0	0	1,000
5 繰 入	金						2, 865, 000	2, 612, 835	2, 612, 835	0	0	252, 165
		1	繰	入		金	2, 865, 000	2, 612, 835	2, 612, 835	0	0	252, 165
6 繰 越	金						28, 000	27, 394	27, 394	0	0	606
		1	繰	越		金	28, 000	27, 394	27, 394	0	0	606
7 村	債						1,000	0	0	0	0	1,000
		1	村			債	1,000	0	0	0	0	1,000
玩	茂 入	合	計				3, 483, 000	3, 287, 851	3, 287, 851	0	0	195, 149

歳 出 (単位:円)

	款項					項		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	農業集	落排水事	事業費					2, 777, 000	2, 726, 684	0	50, 316	50, 316
				1	農業集	落排水	事業費	2, 777, 000	2, 726, 684	0	50, 316	50, 316
2	公	債	費					706, 000	508, 280	0	197, 720	197, 720
				1	公	債	費	706, 000	508, 280	0	197, 720	197, 720
		歳	出	合	計			3, 483, 000	3, 234, 964	0	248, 036	248, 036

歳入歳出差引残額

52,887円

令和3年5月31日提出 座間味村長 宮 里 哲

以上8件でございます。よろしくお願いいたします。

〇 議長(中村秀克)

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7. 認定第1号 令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これから質疑を行います。これは歳入と歳出を分けたほうがいいでしょうかね。どうしましょうか。では、 とりあえず歳入のほうから質疑がある方は挙手をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

5番 中村 勇議員。

〇 5番 (中村 勇議員)

午前中は一般質問がなくて、私のほうから質疑したいと思います。よろしくお願いします。歳入のほうからですよね。10ページの固定資産税ですけど、村税全体の基準で1%と、やっぱりそれだけを含む未収入額なんですけど、現年度分、滞納分として120万円、499万円とありますけれども、これは何件分の収入未済額なのか、分かれば教えてください。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

議長(中村秀克)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

ただいまの固定資産税に係る滞納でございますが、まず現年課税分に関しましては30件の滞納がございます。滞納繰越分に関しましては32件の滞納繰越しがございます。細かく申し上げますと、現年の課税の中にも家屋と土地ということになりますので、家屋のほうが現年のほうで7件、土地が23件で合計30件。滞納のほうに関しましても家屋と土地がございまして、家屋が12件、土地が20件、合計32件の滞納の件数となっております。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

税金は支払うのが義務であるということですが、徴収見込みについてはどうですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

現在担当のほうで督促等を発送させていただいておりますが、今コロナ禍にあって、なかなか臨戸の徴収が昨年度も阿嘉島のみしかできなかったということがございます。またこの辺はタイミングを見ながら、やはり臨戸のほうも力を入れていって、しっかりと徴収させていただきたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

今と同じところですけど、こんないっぱいあって、原因は何が考えられますか。だってコロナって去年からで、これは滞納だけでも499万4,000円、現年度分が120万6,000円、こんないっぱいあったら徴収は可能かなと思ってとても気になるんですけど、原因は何が考えられますか。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

この過年度分の徴収に対しては、過去5年分に遡っての徴収となっております。やはり中には桁がちょっと多い、大口の滞納者と言われている方も何名かいて、やはりこの方々が数十%占めているということです。一応これは毎年そうなんですけど、まずはこういった方々、現年度をしっかり徴収して、今徴収も納めていただいている状況でございます。現年度をしっかりいただきながら、過年度分についてもしっかりと納めていただけるように、我々も無理がない計画書を立てていただいて、しっかり納付していただくといったところです。かなり過去のものに関しては、大口のものの数字が響いているなというのが見受けられます。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

これは見込みはあるんですか、本当に。こんないっぱい、これだって座間味村の税収って、もうこういうのを取らないと、自主財源ってほとんど少ないからさ、パーセンテージからしても。これは本当に取れるかどうか、もう一度お聞きします。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

固定資産の中には監査のほうからも御指摘があったんですけど、いわゆる中には亡くられた方とか、不明な方もおられます。こういった方々につきましては不納欠損というのも視野に入れて進めていくべきじゃないかということで、これについては今検討しているところでございます。残りの方については微増ですが徴収はしっかり行っておりますので、粘り強くしっかりと、徴収いただける方には徴収をやって、公正公平に努めてまいりたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。これは本当に努力してください。座間味村の自主財源はもうこういったものしかないですから、よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。歳入の件は進行してもよろしいですか。

それでは歳出の項目でお願いいたします。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

ページ数というか、不用額がかなり多いんですけど、これはもうコロナの関連でということで理解してよるしいですか。

〇 議長(中村秀克)

では総務課から。宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

では総務のほうからお答えさせていただきます。総務に関しましては、需用費の減とか負担金の減というのがございます。これに関してはコロナに関するものではなくて、通常の予算を圧縮して、予算が余ったといいますか、そういった形になっております。あとは33ページになりますが、需用費で言いますと、こちらのほうがコピーのカウンター料が減ったとか、40万円近く減ったり、あと併せて、これについてはコロナの地方創生臨時交付金について30万円余り、申請者がなくて余ったのがあって、70万円近くの不用が生じております。同じく33ページの12節の委託料でございますが、これも38万円余り予算残がございますが、これは各種計画書を策定するに当たって発注した入札残といいますか、見積り価格が当初より安くなって予算が不用となっております。あと総務のほうで大きいのが、35ページのほうで、これも18節の下から4行目になりますが、負担金です。これも160万円、こちらも不用となっておりますが、これもコロナに関するのです。コロナに関する1人1万円の給付金が54人分余って、54万円近く余ったということで、大きく余剰金が出ているところです。以上、総務につきましては大まかな、不用については幾つかコロナの件での剰余がありましたので報告させていただきます。

〇 議長(中村秀克)

石川聖子住民課長。

〇 住民課長(石川聖子)

住民課のほうは48ページです。主に予防費になりますけれども、コロナワクチン接種が3月までには先行しまして、医療従者や高齢者のワクチン接種が始まる予定だったんですけれども、実際にはそれができませんで、その分不用額が出ている状況となっております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

産業振興課です。産業振興課で大きいものを述べていきたいと思います。61ページ、河川総務費の18 節負担金ですね。これはダムの県事業の執行されていない分の負担金が出る必要がなくなったのが不用となっております。159万8,054円です。その次、港湾管理費、委託費、790万円ですか、これはシアタードームの工事費の入札残でございます。その下、委託料424万1,000円、これはシアタードームの施行管理の入札残でございます。住宅建設費、下のほうですね。その次のページがいいですかね。委託料97万2,000円、これは施行管理の入札残でございます。工事請負費は永住促進住宅の入札残でございます。大きいのは以上です。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

では57ページのほうをお願いします。57ページのほうは商工費、商工総務費のほうで負担金、補助金828万9,000円の残がありますが、これはイベント等の中止のための残となっております。その下のほうの観光費の委託費ですが、これもコロナ関連でお客さん等が減りましたので、清掃等の業務が減ったということで入札残になっております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

それでは67ページ、お願いします。67ページの12節の委託料、そして14節の工事請負費、これは 座間味村戦跡及び戦争記念碑の事業で慶留間を整備したときのものでありまして、これは令和元年の繰越し 事業となっております。委託料の254万2、300円は、これも入札残。そして工事の1、639万2、000円も入札残となっております。次に、69ページをお願いします。これも学校建設費の委託、そして 工事があります。委託に関しまして865万8、000円、そして工事の2億6、124万8、000円に 関しましては、阿嘉小中学校建設を予定していていたんですが不落に終わりまして、工事をすることができませんでしたので不用額というふうになっております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。ありがとうございます。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

69ページのほうをお願いします。14節の工事請負費の方なんですけど、課長のほうからは不落に終わったというお話ですけど、今後の校舎建築に関してどのように進めていくのか、分かれば教えてください。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

これは前回も御質問があってお答えしたとおり、今年度、そして次年度、2年またぎで実施する予定となっております。今年度は事業費の3割、次年度が全体の7割の工事を予定しております。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

現状としては解体したのが2年前かな。そのような形で、今やっぱり学校現場でもみんな心配している中で、早めにできるように頑張ってください。以上です。

〇 議長(中村秀克)

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第1号 令和2年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 認定第2号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題 といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第2号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 認定第3号 令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第4号 令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といた します。

これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

今回、那覇事務所の船舶課で不祥事があったということで、それとの関わりが大きくなってくると思うんですけど、そこをちょっと内容、よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

当初はこの事件が発覚したときに、今回の決算認定を提出するべきかどうかということで、クエスチョンマークの中で前回の全員協議会の中でもお話しさせていただきました、沖縄県等に問い合わせして過去の事例、他の事例も含めて照会をかけさせていただきました。結果としては、今回の横領事件は発覚しておりますが、既に予算から何も触っていないこと。決算も既に終わりまして、決算監査も終わり調整が既に終わっているということで、今回の横領の金額について、ここの決算には反映することができませんので、そのまま決算書として提出をさせていただいております。なお、今回の横領の金額等についての取扱いについては、次年度以降の予算、あるいは決算でどう反映させていくのか。させなくてもいいのか。その辺を含めて、今調べをさせていただいているところでございますので、それは来年以降に反映させるべきものであれば、しっかりと反映をさせていく。ただし今回の決算認定に関しましては、もともとの予算から入っておりませんし、先ほども言いましたが既に調整が終わっておりますので、このままの決算として、承認案件として提出をさせていただいているところでございます。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。ありがとうございます。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

いいですか。あんまりもう聞きたくはないんですけど、自動車航送運賃、ちょっと見えにくくて、私は目が悪いもので、197万2,753円の未収があるんですけど、これってどういう原因でこれだけ起こっているんですか。ちょっと教えてください。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

これは平成23年以前の自動車航送の滞納となっております。平成24年度からは一括交付金が開始されて、自動車航送の補助が補助事業になったものですから、それに伴い自動車航送運賃につきましては売り掛けなしの現金払いで実施していますので、平成24年度以前のものの滞納となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

じゃあこれは今、徴収努力はされているんですか。去年も同じことを聞いたと思うんですけど、確かにそれは同じような答えだと思うんですけど、徴収努力をして少しでも減っていっているのかどうか。ここまでお願いします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

僅かですが、大口滞納者が若干おりますが、今少しずつお支払いしていただいている方もいらっしゃいます。基本的に支払わないところに関しては売り掛け等を行わないで、現金で積み込みさせるような手順を取っていますので、滞納がこれ以上増えることはないと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

これは個人、それとも事業者、それとも両方、どちらですか、これ。

議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

両方です。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。これは確かに去年も同じようなことを聞いたものだから聞こうと思わなかったんですけど、 あまりにも額があるものですから、やっぱり徴収努力はやってください。

じゃあ、これは貨物も同じように捉えてよろしいですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

貨物に関しては令和元年度に1件だけ、現年分、徴収できないものがあったものですから、その分も含めて令和2年度には徴収しており、令和元年度分までに関しては完了させてもらっています。これも極端に言えば平成26年以前の、平成27年ぐらいからずっと100%が続いていますので、その以前のそういう方には先ほどの自動車航送と同じようにしっかりと払っていただいてもらったり、払わないところは売り掛けじゃなく、もう現金で荷物を乗せるような手はずを取っております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。頑張ってください。

11ページの需要費が1,500万円余りあるんですけど、これはどういった原因ですか。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

〇 船舶·観光課長(松田 力)

これは高速船、フェリー、みつしまと、燃料費の残となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。ということは、これは余分に、それでも途中補正でマイナスにしていってはいるけど、それでも余ったということであるわけですね。はい、分かりました。

13ページ、委託費が794万5,000円ありますけど、これの不用額の説明をお願いします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

すみません、ちょっと確認が遅くなりました。これは那覇事務所の派遣の派遣料ですね。コロナ禍で人数 が減ったりしましたので、その辺の残となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

15ページの委託費の334万円と、その下の使用料及び賃借料180万4,000円、この2件について説明お願いします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

この1,100万円は起債の償還金なんですけど、すみません。これはこちらのミスで、償還金の予算の 計上の誤りとなっています。すみません。

ごめんなさい。15ページですね、すみません。13ページの委託料の話なんですけど、ちょっと説明、下と間違って、これは航路の計画の委託料の分の残となっています。今のお話の15ページの12節の委託料が派遣の残ですね。すみません。13節の使用料なんですが、プリンターとかのリースが終わりましたので、それの残となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 令和2年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11. 認定第5号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

11ページ、工事請負費で506万7、696円とありますが、これは何の工事の不用額ですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

お答えします。これは阿嘉と座間味の管路布設工事の入札残となっております。残額ですね。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

〇 議長(中村秀克)

進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第5号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第6号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会(午後2時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中村秀克

署名議員 垣花太郎

署名議員 中村 勇